初 期 中 央 官 員 15 関 す る 研

究

明

治

M〇七一八二B 宮 崎 貴 臣教科·領域教育学専攻 社会系コース兵庫教育大学大学院学校教育研究科

修士論文 「明治初期中央官員に関する研究」

参	終							第				第	第	序	論文目次	
参考文献		第			笙	笙	笙	第三章	笙	笙	笙	第二章			目	i
献	章	四節	第二	第	第三節	第二節	第一		第三節	第二	第一	早	章	章	伙	
中	結	節	二項	一 項	節	節	節	官員の	節	節	節	官員	太	本		
史 料	結論と今後	下	快	欠	休	出	給	貝の	官	階	採	貝の	太政官制度	本研究		
一覧	今	馬	祝	休	日	勤時	与	労	官員	級構	用	採	制	の		
見.	後の	馬下乗	日•	暇日	•	時間	•	働条	の気	構 成	用方法	用	度の	動機		
•	研	•	祭	•	•	ح	•	件	質	•	•	採用人事	の概	動機と目		1
•	究	乗働	日	•	•	退勘	•	•	•	•	•	•	要	目		-
•	の研究課題	乗輿乗馬	•		•	と退勤時	•	•	•	•	•	身分	要と機能	的及		ا
•	•	馬	•	•	•	間	•	•	•	•	•	•	能	及び		-
•	•	規 則	•	•	•	•	•	•	•	•	•	社合	•	研究		,
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	社会的	•	究対		į.
•	•	•	•	٠	•	٠	•	•	•	•	•	評	•	象		1
•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	価・	•	:		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		Ž
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		Ĺ
•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•			•		
• -1-	•	八	•	• 	٠ •	• •	•	•	<u>.</u>	<u>•</u>	•	•	•	•		
九 八	九 六	九	八一	六九	六九	· · 六〇	四二	四二	・・三九	八	六	一六	五			
								_								

序章 本研究の動機と目的及び研究対象

の社会には様々で多彩な装いを凝らし〈官〉 手として、重要な役割を果たしてきた。現在の政治運営においても官員ありきの政治といっても過言ではないというべきであろう。 制度である。 また、〈官〉という言葉に注目しても、官員はもちろんのこと官庁や官職から、官吏そして警察官や消防官、 日本の官僚制は、 そのなかにいる官員は国家機関を構成し、 江戸から明治維新にかけた変革期のなかで創設され、 が登場し充満している(2)。 国民一般を統治する特殊な集団である(1)。そしてまた、 現在まで発展してきた。近代国家形成においては重要な さらに官民など日 国家運営の担い

がどのように変化していったのかについて知ることは筆者の興味のひくところであり、 その都度定められていた。 度は主に太政官の達しによって定められ、 むことにした。 こういった問題を踏まえ、 この官員とは一般に官吏や役人を指すものとされ、 そのため、 かつ、 江戸から明治へというこの慌ただしい変革期のなかで、 当時の制度を知ろうとしても系統的なものが見当たらず非常に困難を極める状況にある。 現代の国家公務員法と異なり、 現在では行政部内に勤務する国家公務員とほぼ同義である。 官員制度全般を包摂した単一の法典はなく、分野ごとに 以上の理由をもって筆者は本研究に取 国の政をつかさどる官員の様々な様態 当時の官員の り 組

態を史料に基づき実証的に明らかにしていきたいと考えている。 そこで本研究では、 官員の構成や勤務の形態を一つ一つ分類しながら列挙するとともに考察を加えながら、 明治初 期 の官員 の

出先機関、 しまう。そこで本研究では、官員を中央官員に限定し、地方については含まないものとする。また、中央官員といっても軍 しかしながら、 必要に応じてそれ以降もみていくこととしたい。 外交官などについては研究対象外とする。さらに時期については、 官員といっても組織的にみても、 また明治という期間を考えても、 官員の階級がある程度制度化をみる明治五、 すべてを網羅するには非常に時 間 組織や、 六年ま かって

なお、本研究の対象時期中は、変革期のなかであって、明治五年までは太陰暦を使用し、明治六年からは太陽暦を採用している。 同じように時間の表記に関しても西洋時計が採用され二十四時間制となった。 このことは本文中において関係してくるこ

となので、先に述べておきたい。また、明治の年号においても、慶應四年から明治元年と改められたのは九月八日の布告(3)によ ってであるが、本論文では九月八日以前の慶應四年についてもすべて明治元年と表記した。

て用いられた語である。これに対して官吏とは、一般的に明治憲法体制のもとで秩序づけられたその制度上の呼称であるとされる。 さらにここで明治時代の官員と官吏の用語的区別をしておきたい。官員とは官吏や役人の意であるが、これは明治時代を主とし 今回の研究では、 明治憲法制定以前の時代を扱うため、官員の名称を用いることとした。

- (1)由井正臣·大日方純夫校注、日本近代思想体系3『官僚制 としている。 警察』(岩波書店、一九九〇年)では、官僚また官僚制は国家機構と不可分である
- (2)井出嘉憲著『日本官僚制と行政文化』(東京大学出版会、一九八二年) 一頁参照
- (3)内閣官報局編『法令全書』第一巻(原書房、昭和四十九年)二八八頁。「今後年號ハ御一代一號ニ定メ慶應四年ヲ改テ明治元年ト爲ス及詔書」

第一章 太政官制度の概要と機能

のなかで摂政・関白・征夷大将軍以下の職を廃して、 内閣制度以前の職制である太政官(1)制度は、大政奉還(2)後の新政府機構として、慶應三年十二月九日の王政復古の大号令(3) 總裁・議定・参與の三職が設置されたことにより始まった(4)。三職設置につ

十二月九日

١ ٧

ては左の通りである。

徳川内府大政返上将軍辭職ノ請ヲ允シ攝關幕府ヲ廢シ假ニ總裁議定参與ノ三職ヲ置ク

(宮堂上ニ論告)(5)

「徳川内府從

前御委任大政返上将軍職辭退之兩條

略

機可被爲 内攬 略

人數國事御用掛議奏武家傳奏守護職所司代總テ被廢候事

三職人躰

勅問

御

總裁

有栖川帥宮

議定

仁和寺宮、 山階宮、 中 山前大納言、 正親町三條前大納言、 中御門中納言、 尾張大納言、 越前宰相、 安藝少将、 土佐前

少将、 薩摩少将

参與

大原宰相、 萬里小路右大辨宰相、 長谷三位、 岩倉前中将、 橋本少将、 尾藩三人、越藩三人、藝藩三人、土藩三人、薩

自今攝關幕府等廢絶即今先假二總裁議定参與之三職被置萬

灌三人

一太政官始追々可被爲與候間其旨可心得居候事

以下略工

右之通御確定以一紙被 仰出候事」

同十一日「武家傳奏廃止ニ付参與役所ヲ置ク」(6)が出され、次のことが規定された。 このことは、十二月十四日に列藩に布告され次いで、同十八日、社人に布告された。 また武家傳奏が廃止されたことをうけて、

役所ト被構候間是迄武家傳奏取扱ノ廉々右役所へ可申出候事」 「今度武家傳奏御役被廢候ニ付テハ差當候處参與御役ニ於テ取扱ニ相成候但石藥師通 一乗院里坊ヲ以假ニ右役所ニ被設且参與

これにより、 ととなる。 のち参與役所は転々と場所を移していく(マ)。 まずもって参興役所が一乗院里坊に置かれることとなり、今まで武家傳奏が取り扱ってきた事項を参興が受け持つこ

ついで、明治元年正月十二日「太政官代ヲ設ケ参集退出刻限ヲ定ム」(8)では、

「一明日ヨリ太政官代九条家之事」

と規定し、ここで九条家をもって初めて太政官を置いたのである。この太政官においても今後場所を転々と移している (9)。 さてこの三職制は同十七日に「三職分課職制」(19)が定められ、三職七課制となるのである。その内容は左の通りである。

「三職分課

總裁宮

議定宮 公卿 諸侯

内國事務總督、 外國事務總督、 海陸軍務總督、 會計事務總督、 刑法事務總督、 制度寮總督

11

参與

内國事務掛、外國事務掛、海陸事務掛、會計事務掛、刑法事務掛、制度寮掛

徴士無定員

貢士大藩三員 中藩二員 小藩一員」

れは、 陸軍務總督、 は副總裁が置かれており、 の制限はない。 海陸軍務については軍務総督・軍務掛としている。 ここではそれぞれ事務總督・事務掛をおき、 西洋からの注入であり、 会計事務總督)(12)の二人が任命された。 その進退については大名に任せてある。 議定を兼務している。このときの副總裁として、三條前中納言 広く才知のある人を採用するためであろう。また貢士については、 事務總督は主として議定が分掌し、事務掛は主として参與が分掌する形をとった。 徴士においては選挙により選ばれ、 またここには記載されていないが同日達しの 在職期間も原則四年に定められている。こ (兼外國事務總督) 定員の制限はあるものの、 「三職分課職員制」にお と岩倉前中将 (兼海 年限 いて

二月三日「三職八局職制併ニ職員ヲ定ム」(13)によって總裁局を建てて三職の職制を定めた。

三職

總裁職、議定職、参與職

八局

總裁局、 神 祇事務局、 内國事務局、 外国事務局、 軍防事務局、 會計事務局、 刑法事務局、 制度事務局

徴士貢士」

閏四月二十一日政体書(15) ここでは課を局に改め、 八局を置き、 が発布され、今までの三職八局を廃し太政官を分けて七官として そのそれぞれに督、 輔、 権輔、 判事、 権判事を置いた(14)。

則患無ラシムルナリ」 天下ノ權力總テコレヲ太政官ニ歸ス則チ政令ニ途ニ出ルノ患無カラシム太政官ノ權力ヲ分ツテ立法行法司 法 ノ三權ト ス

行政権 機構上明 會計官 という規定をもって欧米先進国に倣って三権分立の原則に即して、立法権の機関として議政官(16)、司法権 の機関としては行政官を置き、 軍務官、 確化したものである。 外國官がある。 ここでは、 のち明治二年四月八日布告の 天皇を輔弼して大政を総括せしめるものとした (18)。このことはある意味で天皇親政体制を 議定、 参與、 輔相を置くが、 總裁を置いていない。 なお、 このほかの官として神祇官 の機関として刑法官(17)、

「今度太政官中民部官ヲ被置神祗官以下六官ニ被定候旨被 仰出候事」(19)

により民部官が加わり、これらを総括して一般的に太政官というのである(20)。

算の裁可、 この頃の行政のスタイルに関して秦郁彦氏は「国の行政は天皇の総攬するところであるが、天皇が親裁するのは勅令の制定、 文武官の任免、 条約の締結等に限られ、 その他は上記の行政諸機関に委任されていた。」と記している 子

して左大臣、 ついで明治二年七月八日、「職員令」(22)により新たに官制が定められた。この「職員令」は古代の律令にならった復古的な官制 祭政一致の精神にもとづき神祇官を太政官の上に置くものであった(3)。そしてまた、国政の最高機関は太政官で以前と違い、 行政、 右大臣を各一名ずつ置き、ともに天皇を補佐し、 司法の三権を一元的に統轄した。 その神祇官には伯、 その下に大納言、 大副、 少副、 参議をそれぞれ三名ずつ置いた。 大佑等それぞれ一名ずつ置き、 太政官に、 長官と

そしてこの下に民部省、

大蔵省、

兵部省、

刑部省、

宮内省、

外務省の六省を置いたのである(24)。

各省には卿、

輔

(大少)、丞

七月 さらに民部省廃止と同日に太政官制度はまた新たな改正が行われることとなる。 には民部省が廃止され、それまで民部省で扱われてきた土木司は工部省中に置かれ(25)、その他の事務は大蔵省に引き渡された(26)。 定 九日、 権大少)、 刑部省を廃止し司法省を置いた。 録 (正権大少) 以下の官員を置いて事務にあたらせた。 また、 同年七月十八日には当時の大學を廃止し文部省が置かれた。 その後、 明治三年閏十月二十日に工 一部省が 同年七月二十七 置 いれ、 明 治 四 年

二十七日に陸軍省、 及び、 臣 \mathcal{O} 初めて太政大臣を一 司法省、 れ 確立をみることとなった。 は明治十八年の 治四年七月二十七日「太政官職制ヲ定ム」(27)によって太政官は、正院、左院、 納言を輔弼し、 行政実務の利害を審議する所である。このとき太政官に従属した諸省は神祇省、 宮 1内省の) 内閣制· 八省である。 名置くとともに、 海軍省に分離することとなるが、この明治四年の改正をもって、 参議の参與によって庶政にあたる所であり、 度創設まで続くこととなる。 このうち、 納言、 神祇官は明治五年三月十四日に教部省へと名称を変更し、 参議の三職を置いた。 また左院は議員諸立法の事を議する所であり、 その構成員である太政大臣は天皇輔弼の最高責任者となった。 正院は前の太政官に相当し、 右院と分けられた。 ここに中央集権的官僚機構としての太政官 外務省、大蔵省、兵部省、文部省、 天皇が臨御して万機を総判し、大 また、 右院は各省長官の当務の法案 左右大臣、大 兵部省は明治五年二月 納言 I. を 部 省 制

参議をもって内閣議官とし、 さらに明治六年五月二日には太政官正院の権限強化を主眼においた、「太政官職制潤飾」(28)と称される改革がおこなわれ、 その権限は 特に

凡ソ立 ノ鈴印ヲナシ然ル後主任ニ下達シテ之ヲ処分セシム」(29 法 事 務 本院 特 権ニシテ總テ内閣議官ノ議判ニヨリテ其得失緩急ヲ審案シ行政実際 $\dot{=}$ 付 スベ キモノハ奏書ニ 允

とあり、 に同年十一月十日には内務省 この改革で右院については臨時に勅命をもって開催することとなり、 これにより内閣 議官たる参議が、 が設置され、 これにより大蔵省の権限が縮小されたのであった。 国 政 の実質的な決定権を有するものとして明記されたのである ほとんど活動することのない 非常設の機関となった。

た前月の同年十月、 明治六年の政変を機に、 参 。議省卿の兼任制を採用し、 政府や行政機関 の強 化 を図った。

その原因として各省参議、 高機関として大審院を置くこととなる。 明 治八年になると四月十四 卿、 日の太政官職制の改正により、 大輔の多数を藩閥勢力が占めるようになり、 明治十年一 月十八日には正院も廃止され、 左右両院が廃止され、 権力も移行していったことが示された 太政官、 新たに立法権 左 右大臣 の機関として元老院、 の権限は著しく縮小された。 $\widehat{\underbrace{31}}_{\circ}$ 可 法 権 0 最

太政官中 法 制 調 查兩 局 廢 止 法制會計以 下六部設置

かし、

明治十三年三月三日

達し

 $\widehat{\overset{3}{2}}$

の

然として保持されたのである。 によって参議と各省卿 (33) したが、各部は参議が分任することとなっており、 を分離し、 太政官の中に、 内閣と諸省を媒介する機関として法制、 参議と各省卿の分離を掲げたもの 会計、 Ø, 軍事、 参議の各省に対する指揮 内務、 司 法 務 の 権 六 は 部 依 を

兼任制を復活させ(34)、 明治十四年十月二十一 太政官六部分任制を廃止し、 旦 同年十月の V わゆる明治十四年の政変を機に政府強化のために官 新たに参事院を設置した。 制改革を 行 V 参 議 の諸 省

憲法制定実施や内閣制とそれに伴う官制改革 に取り掛からせた。 したが、 このように太政官制は紆余曲折を重ねながら、 明 治十八年十二月二十二日太政官達六十九号により、 伊藤博文は欧州 ~ の 憲法調査 を構想した。 帰国直後の明治十七年三月制度取調局を宮中に設置し、 整備されていったが、 太政大臣創設当時 内 . 閣制度が創設され移行することとなる。 国会開設に合わせて政府は伊藤博文を中心としてその準 か らその 地位にあった三条実美は太政官制の継続を主 みずから長官に就任

張

- (1)一般的に「ダジョウカン」といわれるが、 これからすると本来の読みは「ダイジョウカン」である。 明治二年七月八日達の職員令の中には読みが記してあり、そこには「ダイジヤウグワン」とあり、
- (2) 一八六七 (慶應三) 年十月十四日に将軍徳川慶喜が政権の返上を朝廷に申し出た事件)

典』(角川書店、

一九九七年) 六三八頁)

入手しており、十二月の王政復古のクーデターにより薩長の討幕派が主導権を握ることとなる。 慶喜のねらいは実質的には将軍支配の再構築にあったとみられるが、朝廷に上表文を提出したのと同日、薩摩・長州は朝廷から討幕の密勅を (朝尾直弘・宇野俊一・田中琢編『日本史辞

- $\frac{2}{3}$ また、 設置、 江戸幕府を廃し、 陵成功と大政復古を告げたとある。(指原安三編『明治政史』第壹冊(冨山房書店、 神武創業への復古、開化政策の採用などを宣言。(朝尾直弘・宇野俊一・田中琢編『日本史辞典』(角川書店、一九九七年)一三六頁) 朝廷は十月二十四日の慶喜の征夷大将軍を辞するという上表を受け、 政権を朝廷に移した政変。 徳川慶喜の政権返上・将軍職辭職を承認し摂関制と江戸幕府を廃絶し、 同二十九日権大納言日野資宗を後月輪東陵に遣わし先帝の霊に浩 明治二十五年) 一四頁) 総裁・議定・参与の三職を
- (4)『日本官僚制総合事典』によると明治元年一月に三職設置により太政官制度が始まったとしている。 2000』(東京大学出版会、二〇〇一年)三八一頁) (奏郁彦編『日本官僚制総合事典1868
- (5) 内閣官報局編『法令全書』第一巻(原書房、昭和四十九年、原本明治二十年)六、七頁。
- (6) 同右、八頁

- (7) 太政官代を九条家に置いたことを受け、明治元年正月十四日一乗院里坊より西殿町九条家裏方へ移す。(内閣官報局編『法令全書』第一巻(原 書房、 昭和四十九年、 原本明治二十年)一〇頁)、同年正月二十七日、二条城内に移る。(同、二三頁)
- (8) 同右、一〇頁。
- 9 移る。 明治元年正月二十七日、 (同、 一四七頁) 九條家より二条城へと移る。(同右、二三頁)、 同年閏四月二十一日、 皇居を二条城に経営するため二条城より禁中へ
- (10) 同右、一五頁 一七頁。同日に三職分課職員も定めている。
- (11) 三職分課職制の方では「神祇事務總督」の記載がないが、 同日に出された「三職分課職員ヲ定ム」では記載がある。掛についても同じである。
- 12 三條前中納言は三條実美であり、岩倉前中将はのちに岩倉使節団で出てくる岩倉具視のことである。

副總裁設置日を明治元年正月九日としている。(指原安三編『明治政史』第壹冊(富山房書店、 『明治制史』によると、 副總裁の設置の日にちに関して、明治元年正月九日、議定三条実美・岩倉具視を以て副總裁と爲すとの記載があり、 明治二十五年) 六四頁)

- (13) 内閣府官報局編『法令全書』第一巻(原書房、昭和四十九年)二七 三二頁。
- (14) 事務局の中には権官を欠いた事務局もある。

- 15 政体書については、 内閣府官報局編『法令全書』第一巻 (原書房、 昭和四十九年)一三七-一四六頁参照。
- 16)この立法権の機関としての議政官は明治元年九月十九日「・・・姑ク議政官ヲ被廢議參兩職併史官共其儘ヲ以テ行政官ニ入リ輔相之次ニ列シ と改名した。 ととなった。そして、 職務如舊決定機務ヲ旨トシ可相勤候且別ニ議事之制取調候一局ヲ開キ・・・」により行政官に移管となり、 明治二年五月十三日に上下議局が設置され、下局には明治二年三月七日公議所が置かれ、 別に議事の体裁取調局を設けるこ 同年七月八日公議所を集議院
- $\widehat{\underline{17}}$ 刑法官は当初、 日野家に置かれていたが明治元年七月十八日閑院殿に移る。次いで十月三日朝彦舊邸に移す。
- 18 秦郁彦編『日本官僚制総合事典1868‐2000』東京大学出版会、二〇〇一年)三八一頁 人事行政研究会編著『公務員 現代行政全集④』(ぎょうせい、 昭和六十年) 一部抜粋
- (19) 内閣府官報局編『法令全書』第二巻(原書房、昭和四十九年)一四三頁:
- (20) ちなみにこの政体書以前の制度は一般的に三職制と呼ばれた。
- 21 奏郁彦編『日本官僚制総合事典1868-2000』(東京大学出版会、二〇〇一年)三八一頁。
- 22 内閣府官報局編『法令全書』第二巻 について秦氏は『日本官僚制総合事典1868‐2000』(東京大学出版会、二〇〇一年) のなかで、「この官制改革は復古主義の色彩が濃 大宝・養老の古制における呼び名を復活し、三権分立も弱まった。」と述べている。 (原書房、 昭和四十九年)二四九-二六四頁。 職員令と一 緒に官位相当表が付された。 この時の官制改革

- $\widehat{\underline{23}}$ 由井正臣·大日方純夫校注、日本近代思想体系3『官僚制 警察』(岩波書店、一九九〇年) 六頁。
- 24明治四年七月十八日に文部省となる。 開拓使、 この省の他に、 按察使が置かれ、このうち藩については、 寮、 司、 待詔院、集議院、 大學校、 明治四年七月十四日の廃藩置県により廃藩となり、大學校については本文でも述べた通り 彈正臺、皇太皇后宮職、皇后宮職、 春宮坊、 府、 藩、 縣、 海軍、 陸軍、留守官、宣教使、
- (25) 内閣府官報局編『法令全書』第四卷(原書房、昭和四十九年)二九五頁、二九六頁参照
- (26) 同右、二九五頁参照。
- (27) 同右、二九六頁 二九八頁
- (28) 内閣府官報局編『法令全書』第六巻ノ一(原書房、昭和四十九年)七六二頁
- (29) 正院事務章程によるもの。
- 30 由井正臣·大日方純夫校注、 日本近代思想体系3『官僚制 警察』(岩波書店、 一九九〇年)八頁参照。
- $\widehat{31}$ 奏郁彦編『日本官僚制総合事典1868‐2000』(東京大学出版会、二〇〇一年)によると、明治十二年から非公式に内閣と呼ぶように なった左右両大臣・参議の合議体が国政を指導したとある。三八一頁。

- (32) 内閣府官報局編『法令全書』第一三巻ノ一(原書房、昭和五十一年)三五○頁。
- (33) 太政官六部分任制という。

(3) 参議省卿兼任制の復活は以前と異なり、各省卿は主管事務について副署することで、天皇輔弼と執行の責任を負うことを明確化したもの。(由

井正臣·大日方純夫校注、日本近代思想体系3『官僚制 警察』(岩波書店、一九九〇年) 一一頁)

第二章 官員の採用人事・身分・社会的評価

第一節 採用方法

慶応三年十二月九日の「徳川内府大政返上将軍辭職ノ講ヲ允シ攝關幕府ヲ廢シ假ニ總裁議定参與ノ三職ヲ置ク」において、 わが国の官員の採用方法については、維新直後から欧米諸国に倣う形で近代の法治国家として必要な諸般の制度の整備を急ぎ、

「即今先假ニ總裁議定參與之三職被置」(1)

同じくして「言路ヲ開キ人材ヲ登用ス」によって、

によって三職が置かれ、

「人材登庸第一之御急務ニ候」(2)

的なものであり、「太政官始追々可被爲興候間其旨可心得居候事」(3)として将来の見通しを述べるにとどまり、この段階では、制 度整備の急務のための臨時的な体制にすぎなかった。さらに三職の人事をみてみると、 と宣して適材適所の採用を試みたかのようにみえた。しかしながら、三職に置いては「先假ニ」と規定するごとく、あくまで暫定

「總裁

有栖川帥宮

議定

仁和寺宮、 山階宮、 中山前大納言、 正親町三條前大納言、 中御門中納言、 尾張大納言、 越前宰相、 安藝少将、 土佐前少将

薩摩少将

参與

大原宰相、 萬里小路右大辨宰相、 長谷三位、 岩倉前中将、 橋本少将、 尾藩三人、 越藩三人、 藝藩三人、土藩三人、 薩藩三

人 (4)

ーデターを遂行した五藩に限定され、 制が定められた。 明治元年正月十七日、 皇族、 公卿、 その選抜内容は次の如くである。 そして藩主・藩士と幅広い階層に及んでいる。 官制改革がおこなわれ、 その他は公卿勢力である。 その職制が、「三職分課職制ヲ定ム」として制定された。 維新の主導力であった薩長等の藩閥勢力の任用に流れていた。 しかし出身藩は、 尾張 ・越前・安芸・土佐 この中で、 ・薩摩と王 徴士・貢士 政復古のク

徴士無定員

諸藩士及ヒ都鄙有才ノ者撰擧抜擢參與職ニ任ス ―以下略―

撰擧ノ法公議ヲ執リ抜擢セラル則徴士ト命ス在職四年ニシテ退ク廣ク賢才ニ譲ルヲ要トス若其人當器尚退クヘカラサル者

又四年ヲ延へ在職八年トス衆議ニ執ルヘシ

貢士大藩三員 中藩二員 小藩一員

諸 藩士其主ノ撰ニ任セ 略 貢士定員有テ年限ナシ其主ノ進退スル所ニ任ス」(5)

このように、徴士は中央政府によって公議により選挙・任命され、 定員が定められることとなった。 のある人を抜擢したいと考えていた。それに対し貢士は、 (6) と規定し才能に応じて貢士から徴士へ選挙するべき旨の規定も示された。(7) 翌二月三日、三職八局制になるも採用に関して また、その進退については各藩主に一任された。さらに、「其人ノ才能ニ因テ徴士ニ撰舉スヘシ」 各藩主によって選ばれることとなった。貢士には年限は定めていないが 在職期間を四年と定め、必要に応じて四年延長とし、広く賢才

は、 政官へ差し出せというものであった。 は同じことが規定された。この七日後、「各藩ヲシテ貢士ヲ致サシメ其人員ヲ定ム」(8)によって改めて御沙汰があった。その内容 大藩・中藩・小藩の定員をそれぞれ明記するとともに、 その者は参着次第、 辨事役所へ届け出ることと定めた。こうして、 また期日を定め、この御沙汰をたまわった当日より五十日間をもって差出の申し出をおこな 王政御一新につき輿論公議を執り行い、 再度徹底を図ったのである。 各藩より貢士として人員を太

閏四月二十一日「政體ヲ定ム」では、

「諸官四年ヲ以テ交代ス公選入札ノ法ヲ用フベシ」(๑)

と定めた。 官員の公選制を採用した政府は、 同日、「人材ヲ精選シ諸職ニ任用セシム」(10)によって、

御 趣意ヲ以人材御精選之上諸職後任用被付候・・・ 職掌速ニ治平之功蹟ヲ擧ケ万民安業國家之大基礎相

と記し、 速やかに立派な功績を挙げて、 国家の基礎を建てるよう意識付けをさせたのである。

十二月十二日には「諸官人選ノ規則ヲ定ム」(ユ) により、

「人選ハ至重之要務且當人ニ於テモ出 能ヲ篤ト相試候上其所長ヲ以テ諸官及府縣之本役ニ被 出仕卜被 仰付置譬 1ハ辨事 へ出仕ト被爲命候ハヽ其分課中へ相加へ諸侯之課又ハ府縣之課ト十日或ハ十五日ト轉課シ其才 .處ハ終身之大節ニ拘リ不容易儀ニ 仰付候事 付以後初テ被爲召候節別 紙 形之通當分御雇ヲ以何

姓名

當分御雇ヲ以辨事出仕被 仰付候事

但

格

別之人材ハ不在此限初選ヨリ本官ニ被

仰付候事

建候

月日

之通

規則

被

相

定

候

事

行 政 官

辨 事分課 相 加 へ候 例 準シ 其官諸司 . ノ 中 相 加 才能ヲ試候上適當之職任可申付事諸官 1總テ此 例 Ż

内容は ときは、 との規則 て去り、 いて念入りに話し合いを尽くして、 た者であってもその職にすぐれているところがない者、 している。 踈 人数の公平な議論をもって選ばれ、 けるといったことが規定された。 人選ノ規則ヲ定ム」 ノ差別有之由右等ノ風被行候テハ公選ノ道不相立」と親しい者とそうでない者の差別があっては、 「諸官ノ官員衆議公論ヲ以御選擧各其職ニ被任候」と人選については右と同様、 同 遠慮することなく申し出ることにより、 治二年正月二十四 がだされ、 自らこの 心協力共に、 の規定が定められており、 差別という不公平の障害を転じようとしてもどうすることもできないものであった。 人選は重要なものであるがゆえに、 皇基を植え付ける覚悟を持たせることを意識したのである。 日日には 但し、 「官員ヲ登庸スルニ人材ヲ公選セシム」(12) 同僚あるいは他の官員であっても、 各々その職に任ぜられるものとし、 格別に才能のあるものについては、 この規則に付け加える形で今回の規定では、 衆議公論にて、 十日から十五日の試用期間にて念を入れて才能を試みたうえで、 そして他の官に才能のある者がい それぞれ取捨されるとした。 また「官内ヨリ推擧不致者ニ候へ その任に不当または何官に適当という確 始めから本官に就けるものとするとされた。 の 布告によって、 極めて重要な務めであり、 れば、 すでに諸官及び府県の官員に携 政府は諸官府県とも愛憎 さらに公選の色を強くした。 その官及び府県の 公選の道は成り立たないと記 それがゆえに先 ハ何トナク隔意ヲ挾ミ親 か な見 知事、 諸官の官員 の私情 込みが、 判事 0) って 「諸官 7ある そ は多 12 お

同年六月二十七日には行政官の達しによって次の如く徴士の制が廃止された。

就 藩 士: 而 被 廟 徴候 議 ヲ 節 以 何 等之職 テ 御 撰 用 務 相 御 任 成 候 用 間 可 此 相 成 旨 相 旨 達 候事」(13 藩 々 へ御 尋之上御 登 用 被 仰 付 候段先般御布令有之候處自今徵 士 雇 士 之 稱

とされた。 これにより、 る絶対主義への転 このことは、 従来徴士登用に関しては 化を促進するものであった。 中央政府の独自化・自立化の反映とみられるとともに、 「一應藩々へ御尋之上御登用」(1) が行なわれてきたが、 藩士出身の官員の藩からの自立と中央政府に対す 以後は 「廟議ヲ以 テ御撰用 相

鹿児島県の大参事として藩地にあった西郷隆盛は採用に対して次のような意見を抱いていた。

廟堂に立ちて大政を為すは天道を行なふものなれば、 善からぬことの第一也。 上 踏 は、 み、 直ちに我が職を譲る程ならでは叶わぬものぞ。 広く賢人を撰擧し、 官は其の人を撰びてこれを授け、 能く其の職に任ふる人を挙げて政柄を執らしむるは即ち天意なり。 些とも私を挾みては済まぬもの也。 故に何程国家に勲労あるとも其の職に任 功有る者には、 俸禄を以て賞し、 V これを愛しおくものぞ」(15) かにも心を公平に操り、 それゆゑ真に賢人と認むる以 へぬ人を官職を以て賞するは Œ 道

も含めて、 すめることであった。 有司専制のことを次のように指摘している。 陟精撰有ベシ官員ハ可成丈減シ簡易ヲ貴フ」と、 ような西郷も、 らに西郷は、「人材を採用するに、君子小人の弁、 優れた能力をもってその職を務め全うする人物を推挙し、 行ってはならないものである。」とし、「いついかなる時でも心を公平に保ち、 ここで西郷は、「政府に参画して政治を行うということは、天の道を行うのと同じことであり、ゆえに、いささかな私心もはさんで 薩長土を中心とする雄藩出身者であった。 中央政府に出仕すると、政府改革を決意し、「政体につき建白」(17)を提出した。この眼目は「上下官員 このようにおもてむきには幅広く有能な人材を確保しようとしている新政府であったが、 18 人事を抜本的に刷新し簡易を貴び、 酷に過ぐるときは、却つて害を引き起こすものなり。」(16)と述べていた。 このことに対し、 政権を執ってもらうことが天の意志である。」と考えていたのである。さ 岡本健三郎・小室信夫・古沢滋は 正しい道を踏み、 従来の官員の驕奢を戒め、 世の中から広く賢人を選び、 「民選議院 実際 政府 弁 0) 内の改革を 任 一旦掃蕩黜 0 用 なかで は地方 その

我今日 ノ政 府 ハ抑 何等 ノ政 介が、 夫レ勢偏 加重ナレ バ則チ其ノ平ヲ失シ、 權偏重 ナレ バ則チ其 ノ公ヲ失スル者、 蓋シ人事

然ニシテ、 其ノ巳ムヲ得サル者ナリ。 故二政 (府ノ官員タル者常ニ多ク薩長土ノ人ニ出デ、 而 シテ政府 ノ權常ニ其ノ手ニ専ラ

ナリ。

勅任官總数 六十七人

十八人

長

十四人 弌 佐賀、 各七人

四十四人即チ百ニ付六十五半強ノ割

奏任官總数 二千百二十六人

内譯

三百四十五人

長

二百四十七人 薩

百十二人

九十六人

佐賀

土

八百人即チ百二付三十七半強 ブノ割」

この指摘は、 当時の官僚上層部の特徴を明確に示している。(19)これだけ政府の中枢部に藩閥出身者がしめてい れば、 藩閥出身者

は実際的勢力を維持できていたであろう。 また、この採用の状態を内部から指摘したのが井上毅である。

上は明治七年「官吏改革意見」(20)のなかの二つ目で、官員人事における情実任用について指摘した。維新以

来の任用は、

進

路大抵党援ト請謁ヲ乗以テス」(21)るもので、情実人事にほかならなかった。井上はこうした情実人事の改革のために「撰擧ノ法

として保挙法・試用法・貢挙法の三つを挙げている。 しかしながら詳しい内容は述べていない。

とを認識した政府は、 このような情実人事がこの後も続くなかで、このままの採用方法では近代国家建設の推進力となる良質の官員が得難いというこ 明治十八年十二月二十二日、 太政官制度が廃止され内閣制度が発足したのを機に、 同月二十六日各省事務整

がこの に求めた。 見書を提出 指 見習規則」 を掲げ 理 に関 その任用を試験によって規定したもので、 て、 する 制度は、 $\widehat{\underline{22}}$ が 官員の $\overline{\mathcal{H}}$ し官員 定めら 綱 これまでの薩長二 政府も各国の官員試験制度を調査し、 領 の情実任用 を 任 れ、 内閣 用 は 原則として試験によって行う旨を明らかにした。 総 応試験による官員の任用制度が確立された。 理 大臣 を批判し、「無用ノ官吏ヲ一掃シ画然官制ヲ立テ官吏ノ員数ヲ定メ速カニ官吏試験法ヲ実施」するよう 藩を中心とした藩閥勢力による官員の情実任用を改めるものであったのには違 から各省大臣に示達 勅任官についてはこれまで同様、 その結果、 Ĺ その第一 明治二十年七月二十五日、 二綱 選級 しかしながらこの規則における文官とは奏任官と判 また明治二十年欧米視察から帰国した谷千 ノ事」 自由任用で何ら規制するものでもなかった。 の冒頭に 勅令第三十七号にて「文官試験試補 仕 進 ハ試 験二由 ラシムル な 城は政府に 事 0) 官 意 項

大学法 ては、 この試験での候 司法省旧法学校の卒業生には、 法定の資格を有することにより、 きるという例外規定が置 高等試験と、 高等試験に合格し、 た 翌明治二十一年一月、 の試験 八科大学 法学博士・文学博士の学位所持者と帝国大学法科大学・文科大学の卒業生には高等試験を無試験にて試補に任ずることがで によっての任用 判任官候補である見習を望む者のための普通試験とがあり、 の卒業生などが 補 者は、 または法定の資格を有することにより高等官の実務を練習する者を言い、 _ か 右の「文官試験試補及見習規則」 れていた。 定の学歴所有者が原則であって、 は僅かなものであった。 優先的 無試験にて見習に採用することができるという例外規定が置かれてい 判任官の事務を練習する者をいう。 に無試験にて採用され(21)、その他の試験受験者は欠員が生じた範囲で採用される程度であり、 さらに、 見習任用においても、 また先にも述べたように、 が施行され、 試験合格者は補充的なものにすぎなかった。 この試験では、 官立府県立中学校、 わが国 いずれも筆記と口述試験の二様 勅任官においては、 [最初の官員の採用試験となったのである。 奏任官候補である試補 帝国大学の監督をうける私立法律学校、 見習とは普 試 験任用の制度が適用されな たのである。 それは、 通試験に合格し、 $\widehat{23}$ 任用 であった。 を望む者のため 試補任用にお 試 または 補 かし、 帝国 とは

そこで右のような問題 点を解消するべく、 明 治二十二年に制定公布された大日本帝国憲法の 第十 九 条におい て

日 1本臣民 法 律 :命令 ノ 定 ム ル 処 ノ資格ニ応ジ均ク文武官ニ任セラレ及其 ノ他 ノ公務ニ 就 クコト · ヲ得

ったのである。

- (1) 内閣府官報局編『法令全書』第一巻(原書房、昭和四十九年)六頁。
- (2) 同右、八頁。
- (3) 同右、七頁。
- (4) 同右、六頁 七頁。本論文第一章においても取り上げている。
- 5 同右、 萬石以上から九萬石までと規定してある。 十六頁。ちなみに、貢士の大藩・中藩・小藩の区別であるが、大藩は四十萬石以上、中藩は十萬石以上から三十九萬石まで、 (同、十七頁)
- $\widehat{\underline{6}}$ 内閣府官報局編『法令全書』第一巻 徴士については、明治二年六月二十七日の「徴士雇士ノ稱ヲ廢ス」を以って、徴士の名称が廃止される。 (原書房、 昭和四十九年)十六頁。
- (7) この徴士・貢士の制において、 連合政権的性格を反映した各藩輿論の吸収を意図したものに他ならない」と述べている。(由井正臣・大日方純夫校注、日本近代思想体系3『官 由井正臣氏は「徴士こそ新政権を担う官僚の出発点をなすものであり、貢士の制は、 この時期の新政府の諸藩
- 8 内閣府官報局編『法令全書』第一巻 (原書房、 昭和四十九年)三七頁。

僚制

警察』(岩波書店、

一九九〇年)四二九頁)

名を改めている。(同右、一七二頁)。また、八月二十日には「公務人ヲ公議人ト改メ・・・」と公務人から公議人と再度名称を変更している。 (同右、二六〇頁)

- (9) 内閣府官報局編『法令全書』第一巻(原書房、昭和四十九年)一三九頁。
- (10) 同右、一四六頁。
- (11) 同右、三九一頁。
- (12) 同右、四一 四二頁。
- $\widehat{13}$ 内閣府官報局編『法令全書』第二巻 由井正臣·大日方純夫校注、日本近代思想体系3『官僚制 (原書房、 昭和四十九年)二四一頁。 警察』(岩波書店、一九九〇年)二〇頁。
- $\widehat{\overset{14}{14}}$ 明治二年五月二十七日の行政官の達しによると、「今後藩士被 相達置候事」とある。 (内閣府官報局編『法令全書』第二巻 (原書房、 召候節ハ何等之官員エ御登用可相成旨一應御尋之上被 昭和四十九年) 一九〇頁。) 仰付候間其段爲心得
- $\stackrel{\bigcirc{15}}{0}$ 山田済斎編『西郷南洲遺訓』(岩波書店、一九三九年)五頁。 古典大系 日本の指導理念⑩『公務者の人生論④ 近代を築いた指導者像』(第一法規出版、 昭和五十八年)三四頁。
- <u>16</u> 古典大系 日本の指導理念⑩『公務者の人生論④ 近代を築いた指導者像』(第一法規出版、 昭和五十八年)三七頁。

山田済斎編『西郷南洲遺訓』(岩波書店、一九三九年)七頁。

- $\stackrel{\frown}{17}$ 由井正臣·大日方純夫校注、日本近代思想体系3『官僚制 警察』(岩波書店、 一九九〇年)三九頁。
- 18 吉野作造編 (代表) 『明治文化全集』 第四巻憲政篇 (日本評論社) 昭和三年)三七八-三七九頁

日本近代思想体系3『官僚制

警察』(岩波書店、

一九九〇年)

四四七頁。

(20) 同右、八八 - 九三頁参照。

19

由井正臣·大日方純夫校注、

- $\widehat{\underline{21}}$ 由井正臣·大日方純夫校注、 日本近代思想体系3 『官僚制 警察』(岩波書店、 九九〇年) 四四九頁。
- (22) 同右、四六二 四六三頁。
- $\widehat{\underline{23}}$ 奏郁彦編『日本官僚制総合事典1868-2000』(東京大学出版会、二〇〇一年)三八五頁。
- 24ないこととなり、帝国大学卒業生に対する試験免除の特権を廃止した。 高等試験ヲ経テ其ノ合格証ヲ有スル者」等を奏任文官に任用すると定め、 この帝国大学出身者等の無試験任用の特権に対しては、 批判が高まり、 明治二十六年十月の文官任用令及び文官試験規則が公布され、「文官 帝国大学法科大学生もこの試験に合格しなければ奏任官に採用され
- 25 勅任官の自由任用については、 明治二十六年、 行政整理の際の文官任用令及び文官試験規則においても、 依然として自由任用のままであった

第二節 官員の階級構成

わが国の官員の階級は古くから規定されている。 それ は、 聖徳太子の定めた冠位十二階に始まるとされる。(1) それが養老令で

冠位三十階が定まり、明治維新まで続くこととなった。

及上下参與ノ稱ヲ定ム」により、 今までも述べてきたように、 慶応三年にまず、 總裁、 議定、 参與 八の三職 が 置 カュ れた。 のち同年十二月十五 日、 「總裁以下參集時

「一参與之儀自今堂上向上ノ参與ト稱シ諸藩士下ノ参與ト稱候事」(2)

参與の職を上と下に区別し、 公卿と諸藩士とに少なからず差をつけたのである。

は、 その後、 明治元年二月十一日、「徴士ハ奉命ノ日ヨリ朝臣ニ列シ舊藩ニ關係莫ラシム」の項にある如く、 この新政府によって、 徴士・貢士の制が定められ、 前掲の如く各藩から人材が集められ構成員とされた。 このうち徴

自 各藩徴士被仰付候者ハ奉命即日ヨリ朝臣ト相心得、 勿論旧藩ニ全ク関係混合無之御趣意ニ候間、 此皆厚相心得可申事」(3)

と定め、 有力藩士にとっては、 朝廷の直 雇いの官員である朝臣として採用され、 朝廷と旧藩との忠誠の関係は分別つけ難いものがあった。 旧藩との関係を絶つことを期待されていた。 それは、次に掲げる文書にみてとることができる。 しかしながら、 当時の各藩

大政 モ、 京 謹テ奉言上候。 二相 御 四方之徴士モ未上京不仕再三御断申上候義モ奉憚、 成候ニ付 新之御折柄、 テハ御人少ト申義ニテモ無之、 先般私共徵士之奉蒙御沙汰、 万一 之御用に可 相 立目途 誠二以望外之恩命至栄身ニ余リ難有仕合ニ奉存候。 短才微力空敷御要局ヲ相塞候段、 Ŧ 更二無御座、 暫御命令ニ相随ヒ乍不束此節マデ参仕仕居候処、 徒ラニ御政事端ニ 何トモ不安奉存候。 関係仕居候段、 何トモ恐懼之至 然処 2.頑愚固 御召之徴士モ逐 陋 奉存候得ド 元ヨリ今日 々上

半途之マゝ、 至リ候廉モ不少。 尚 又於国 [元モ従 於幣藩御用便承リ候為メ迄ニ不取敢上京申付候処、 此等之義奉入御聴 来 主 人ヨリ之用節 候 等 いハ重々 承リ居申候処、 奉恐入候得共、 先頃京都不容易之形勢報知有之、 臣子之至情是又不得止之次第、 其儘滯京仕候ニ付テハ総テ主人ヨリ承リ居 主人父子ニオゐ 乍恐御 垂憐被仰 ラモ深 候用 付 素願之義 ク煩念仕、 筋 之義瓦 程 解 諸 克

被為聞召、徴士之義御免被仰付候様、伏テ奉歎願候。誠惶々々、頓首百拝。」

二月

広 沢 兵 助

木 戸 準 一 郎 (4)

つつあ 状態 時 京仕候ニ付 従来より、 しかなく、 係仕居候段、 念を払う一 で両名は、 は 中 の中央政府より 文書は徴 · 央 政 った戊辰戦 国元の藩主からの用筋を承っており(5)、 この文書で最も重要なの 府 テハ総テ主人ヨリ承リ居候用筋之義瓦解ニ至リ候廉モ不少」 方で、 何 ト 徴士 士の職 0) 命 争が、 令よりも藩 モ恐懼之至ニ奉存候」と役に立つ見込みもないことに恐縮していることが伺える。 **(**) 「頑愚固陋」 Ŕ 任命に対し、 に任命されていた広沢真臣と木戸孝允が明治 その中央政府を強力に支えている藩のもつ権力への信頼が高い 諸 藩 命を優先して従おうとする者が少なくなかった。 特に で、 思い は 薩長らの軍事力に依存していたことから考えても、 さらには がけない仰せ付けであり、この上ない身に余る程の有り難き仕合せであると朝廷に対 「尚又於国元モ従来主人ヨリ之用節等承リ居申候処」 「大政御一 「諸事半途之マゝ、 新之御折柄、 元年二月に共同で出した徴士罷免についての嘆願書である。 万一之御用ニ可相立目途 と、 於幣藩御用便承リ候為メ迄ニ不取敢上京申付 主人の命を優先していたというのである。 まだ権力的基盤が ということである。 藩の立場を無視できなかった 以降の文である。 Ŧ 脆弱で、 更二無御座、 だが、この前文は修飾 将 さらに 来 広沢 徒ラニ御政事端 の展望 は、 ·候処、 のは当然であ 木 当時 エが不明 つまり、 戸 の 其 進 両 **1** し 意味 行 確 儘 名 関 当

たのである。 官員の 心 理 的 0) 状 態 官 等 が 制 右 度を設け 0) 如 き中 に た趣旨とし あ · て、 て政 政 府 体書の中には は 制 度 0 改革を急ぎ、 同 年 閨 四 月 政体書を発布 した。 そこで、 官等 制 度を

設

たといえよう。

「一官等ノ制ヲ立ツルハ各其職任ノ重キヲ知リ敢テ自ラ輕ンセシメサル所以ナリ」(6)

図ったのである。このときの官等は次のとおりである。 と、官員自ら職責を感じ、その職を軽く見ることの無いようにするためであった。こうして政府は諸官員に対する身の引き締めを

「官等

○第一等官

議定 輔相

○第二等官

参與

副知官事

○第三等官

議長

辨事

判官事

○第四等官

権辨事 権判官事

○第五等官 史官

知司

○第六等官

*中央官員の該当なし

○第七等官

筆生

○第九等官

*中央官員の該当なし」

7

となり、 として、 い身分制的原理が貫徹していた。このうち第三等官以上をもって、 ヲ得ザル者ハ親親敬大臣ノ所以ナリ。 このように、 従四位下の位階を授けられることとなった。それまで参與は無位のために昇殿できなかったが、これにより、 徴士参與の昇殿は藩士層の新政府における地位の上昇を象徴的に示す(9)ものとなった。 第一等官から第九等官に等級を分け、それぞれの職を定めた。そこには、「親王公卿諸侯ニ非ルヨリハ其一等官ニ昇ル 藩士庶人ト雖ドモ、徴士ノ法ヲ設ケ猶其二等官ニ至ルヲ得ル者ハ貴賢ノ所以ナリ」という強 外国に対し大臣と称するとした。(8)また、 徴士参與は二等官 昇殿が可能

「諸官判司事等級ヲ改定ス」で、

"是迄諸官之判司事ハ七等官之處向後判司事ハ六等権判司事

・八七等官ニ被相進候間爲心得相達候事」(1)

その後、

同年四月二十二日に

31

書記

判司事

○第八等官

守辰

官掌

型ともいうべきものがつくりだされるとともに、 二位である。その下に参議が正三位となり、大輔を従三位、 び大小初位に分けた。 いっそう高められたのである。さらには旧藩身分からの脱却と大名と家臣の上下支配関係からの離脱のきっかけとなった。 區別」(13)によって、 さらに、位のうち四位以上を勅授、 として、 また明治二年七月八日、 七等官であった判司事を進めて六等官とし、 勅授・奏授・判授がそれぞれ、 例えば、 政府は職員令・官位相当表を発布し官制の改定を断行した。 太政官の一部を見てみると、左大臣・右大臣はそれぞれ従一位もしくは正二位となり、大納言は従 六位以上を奏授、七位以下を判授と定めた。(12)この数日後の七月二十七日に 高い官位を与えられることによって、 勅任・奏任・判任に改称された。このようにして中央政府官員の階統制 権判司事のポストを新たに設け、 以下史生・省掌等にいたるまでのすべての官を位階に相応させた。 その内容は、 藩士出身の官員の地位というものは 七等官とする部分的な改定が行われ 正一位から従九位の二十階及 「勅奏判任位階 た。 の原 $\widehat{11}$

太政官職制 左ノ 通被定候 主記、

官掌が廃止され、

次に太政官職制を定められた。

その内容は次の通りである。

つづいて、

明治四年七月二十九日の「太政官職制ヲ定ム」(14)によって、まず左右大臣、

大納言、

大史、

権大史、少史、権少史

太政官

正

同 従二位

納言

太政大臣

相

當

正二

参議

同

正三位

同

樞 密大史

> Œ 四位

樞 樞 密少史 密權大史

> 司 従四位

同

正

五 位

諸省長官次官」	右院	三等議員	二等議員	一等議員	議長	左院	助	長	雅楽局	助	長	舎人局	助	長	式部局	權少史	少史	權大史	大史	樞密權少史
		同	同	同	同		同	同		同	同		同	同		同	同	同	同	同
		従四位	正四位	従三位	正三位		正七位	従六位		正七位	従六位		従四位	正四位		正六位	従五位	正五位	従四位	従五位

となっている。このとき、 勅任、 奏任、 判任についても区分しなおし、 正四位以上を勅任、 正六位以上を奏任、 従六位以下を判 任

官ニシテ諸省長官ノ上タリ故ニ等ヲ設ケス」(16)とし、特に身分が高いものとされ、 勅任、七等以上を奏任、八等以下を判任と定めた。このとき、太政大臣、左右大臣、参議の三職については、「天皇ヲ輔翼スルノ重 明治四年八月十日には「官制等級ヲ改定ス」(15)によって、従前の官位相当を廃し、官等を一等より十五等と定め、三等以 卿を一等として、以下順を追って、権少録は十三等であった。 等級が設けられていなかった。 各省において 上を

なものとなっていくのである。 以上、そのような感覚に陥ることは当然であろう。このようにして明治初期の階級についての制定は明確化され、 秦氏は「官吏が士族に代わるものという思想を助長した」と述べている (19)。たしかに、「士族ヲ以テ可取扱事」と書かれている 取扱事」というように、平民にして任官した者は、任官中は子孫に至まで士族として扱うと定めた達しがある。このことに対して、 となった。十一月には、太政官達三百三十五号(18)により、「平民任官ノ者勅奏判ヲ不論本人在官中ハ子孫ニ至ル迄士族ヲ以テ可 それが翌年、正月二十日に改めて「官等表」(17)が出された。この官等表において等級が設けられていなかった三職は、一等官 その組織は堅

十四日の「女官官位相當ヲ定ム」(21)によって改定となる。 ちなみに、明治二年十月十一日には女官の官位相当がはじめて定められた。 (20)この女官に関する官位相当は、 明治四年七

- (1)奏郁彦編『日本官僚制総合事典1868-2000』(東京大学出版会、二○○一年)三八三頁。
- (2)内閣府官報局編『法令全書』第一巻(原書房、昭和四十九年)一一頁。
- また、由井正臣

 $\widehat{\underline{3}}$

同右、三八頁

由井正臣·大日方純夫校注、 日本近代思想体系3『官僚制 警察』(岩波書店、一九九〇年)一四頁。

- (4) 同右、一四頁。
- (5)慶応三年以来、広沢・木戸は藩の軍制総掛を命ぜられていた。(同右、一五頁)
- (6) 内閣府官報局編『法令全書』第一卷(原書房、昭和四十九年)一三八頁。
- $\widehat{7}$ 同右、一四四頁 - 一四六頁参照。本文中の表については、筆者が上記を参照し、中央官員のみを構成し作成したもの。原文にはこの他に府や 県の等級、 いため、 記載していない。 さらに、 陸海軍の等級も記載されている。また第六等官、第九等官については本文中に記載しているとおり、中央官員の該当がな
- 8 内閣府官報局編『法令全書』第一巻 (原書房、 昭和四十九年)一四五頁。ここに「以上三等官外國に對シ大臣ト稱ス」との記載がある。
- $\widehat{9}$ 由井正臣·大日方純夫校注、 日本近代思想体系3『官僚制 警察』(岩波書店、 一九九〇年) 四三二頁参照

- $\widehat{\underbrace{10}}$ 由井正臣·大日方純夫校注、日本近代思想体系3『官僚制 警察』(岩波書店、一九九〇年) 一五二頁。
- (11) 同右、二五〇 二六四頁参照。
- 12 内閣府官報局編『法令全書』第二巻 この勅令によって勅任官・奏任官を高等官とし、さらに勅任官のなかでも親任式をもって天皇が叙任し、辞令書に内閣総理大臣の副署を要す この制度によって天皇が直接「官」を任用する制度が再現した。明治十九年三月の勅令第六号「官等俸給令」によりいっそう整備されたが、 るものを、とくに親任官と呼ぶことにした。(日本歴史大辞典編纂委員会編『日本歴史大辞典』第五巻(河出書房新社、 六九六頁参照 (原書房、 昭和四十九年)二六七頁。明治二年七月十一日達の「勅奏判官授任區別」による。 昭和六十年)六九五
- $\stackrel{\frown}{13}$ V) 内閣府官報局編『法令全書』第二巻 (原書房、 昭和四十九年)二八六頁。 勅任は四位以上、 奏任は六位以上、 判任は七位以下と位に変化はな
- 14 勅任、 ている。 内閣府官報局編『法令全書』第四巻 (大蔵省記録局編纂、 奏任、 (第一章註27参照) 判任の区分の記載に関して、『法令全書』に置いては、明治四年七月二十九日に出されているようになっているが、『官令沿革表』 国書刊行会、昭和四十九年、六六頁)では明治四年七月二十八日となっており、一日食い違っている。 (原書房、 昭和四十九年)二九六 - 二九八頁。「太政官職制ヲ定ム」については、本稿第一章にも掲載し 現段階において

正しい日にちは不明だが、今回の本論文では『法令全書』を中心として取り扱っているので、ここでは七月二十九日を採用することとした。

(15) 内閣府官報局編『法令全書』第四巻(原書房、昭和四十九年)三一七 - 三二一頁参照

 $\widehat{\underbrace{16}}$ 内閣府官報局編『法令全書』第四巻(原書房、昭和四十九年)三一七頁。

<u>17</u> 内閣府官報局編『法令全書』第五巻ノ一(原書房、昭和四十九年)四五 - 四七頁参照。

のち、左院においては、十月八日に「左院官等表ヲ改ム」によって改定が行われている。(同右、二〇三頁)

(18) 同右、二三〇頁。

<u>19</u> 奏郁彦編『日本官僚制総合事典1868-2000』(東京大学出版会、二〇〇一年)三八三頁。

<u>20</u> 女官相當 正三位従三位

尚侍

典侍

尚侍

在其人任之

正四位従四位

正五位従五位

正六位従六位

掌侍

命婦

四人

四人

掌侍 典侍

四人

命婦

有權官 此内一人兼大乳人

稱呼ノ事

略

(内閣府官報局編『法令全書』第二巻(原書房、昭和四十九年)四○一 - 四○三頁参照)

 $\widehat{\underline{21}}$

權典侍 尚侍

相當正五位 相當従三位

相當正七位 相當正六位

權掌侍

掌 侍

典侍

相當従四位

相當従五位

命婦 相當従六位

女嬬 相當従八位

雑 仕 相當大初位

權女嬬

下 仕

權命婦

(内閣府官報局編『法令全書』第四巻 (原書房、昭和四十九年) 二九三頁参照) 相當少初位 相當正九位

第三節 官員の気質

当時の官員は、 身分が高いという意識がそれぞれにあるのか、 あまり評価されるべきものではなかっ

らは、 わみであったに違いない。 っては、政府予算を惜しげもなく投げ入れ、 早く近代化を遂げるためには専制政治もやむをえないものであったという意見もある。そのなかで富国強兵策をおこなった。 しかし、そんな官僚の多くは、 政 「髭を生やして官員ならば、猫や鼠はみな官員」(2)等と皮肉って表現された。そのような中で、 府によって確立された官僚支配は、 豪邸を構え、 己の私利私欲のためにお金をばら撒き、その様子を批判するものには容赦なく弾圧を加えるなど痛恨 時は、 自己犠牲の使命感を忘れ、権力を振るい我が者顔ではびこっていた。 お役人でなければ夜も日も明けない時代となったが、 専制政治であると民権派からは非難される一方、 官と経済人の癒着を生じさせる結果となり、 それに対する民衆の不満があがり、 利権が横行するものとなった(1)。 列強の侵略の危機から守るため一 官員の一人であった西郷 なかでも殖産興業策に それ 官 のき 刻 た 僚

「万民の上に位する者は、 其の勤労を気の毒に思う様ならでは、 蓄財を謀りなば、 己を慎み、 維新の功業は遂げられ間敷也。」(3) 品行を正しくし、 政令は行なわれ難し。 驕奢を戒め、 然るに草創の始めに立ちながら、 節倹を勉め、 職事に勤労して、 家屋を飾り、 人民の標準となり、 衣服を文り、 下民

これらの官員のおこないをみて、

というように、 いといって、政府の中枢にある者の不品行やおごりたかぶりを嘆いている。 万民の上に位置する官員の模範となるべき姿を示し、さらに、 下々の民を想う心がなければ政府の命令などできな

親却つて破れ、 はりっぱにできないと説いた。さらには、「彼の強大に畏縮し、円滑を主として、曲げて彼の意に従順するときは、 は全かるべからず」として、 また、官員の心構えと外国との関係についても西郷は述べている。それは、「正道を踏み国を以て斃るゝの精神無くば、 終に彼の制を受くるに至らん。」と言及している。 自ら正しい 道を踏んで国を守り、 国と生死を共にしようとする精神が なかかっ たならば、 軽侮を招き、 外国との交渉 外国交際

らに、 めて高給であり、 徴兵令では官員は兵役の免除という特権も与えられた。このように、 されるなどの 批判して、行いを正すべきを論じている。当時の官員は特権階級を形成しつつあり、明治五年には、「平民任官ノ者勅奏判ヲ不論本 人在官中ハ子孫ニ至ル迄士族ヲ以テ可取扱事」(4)というように、 改定律令では一 同じく官僚制の内部にいた井上毅も、 刑法上の特権が与えられていた。さらには、 当 一時の民衆給与とは桁外れに高いものであった。 般の平民に対する答・杖・徒・流・死の五刑は、 先で述べた『官吏改革意見』の第一において、官員の不品行、 勲等勲章の特権では、 先々の身分まで保証された。 様々な特権が付与された上に、 官員においては、 官員が国家の名誉を独占する形となり、 謹慎・閉門・禁固・辺戍・自裁の五種と また、一九七〇年の新律綱領、 後述するが、 華奢、 官員の給与は 驕傲を厳しく 七三年の さ

このように、 官員は特に優遇されていたこともあり、 高みにのぼり傲慢な態度になっていったのであろう。

- (1) 古典大系 日本の指導理念⑩『公務者の人生論④ 近代を築いた指導者像』(第一法規出版、昭和五十八年)十三頁参照。
- (2)藤澤衞彦著『明治風俗史』下巻 (三笠書房、昭和十七年)五頁。
- (3) 古典大系 山田済斎編『西郷南洲遺訓』(岩波書店、一九三九年)六頁。 日本の指導理念⑩『公務者の人生論④ 近代を築いた指導者像』(第一法規出版、昭和五十八年)三六頁。
- $\widehat{\underline{4}}$ 内閣府官報局編『法令全書』第五巻ノ一(原書房、 昭和四十九年)二三〇頁。本稿第二章第二節でも取り上げている。
- (5) 由井正臣,大日方純夫校注、 日本近代思想体系3『官僚制 警察』(岩波書店、一九九〇年) 四四八頁。

官員の労働条件

第一節 給与

であり、 明治新政府の成立直後から給与制度は随時整備されていくが、そのはじまりは、 次の如く規定している。 明治元年三月第二百六号「月給金ヲ假定ス」(1)

「月給假定

總裁職

上 等

月 金 千 圓 $\widehat{\underline{2}}$

議定職

月金八百圓

参與職 月金五百圓

右三職常参官之者宮公卿諸侯徴士差別ナク此額ヲ以テ給之唯副總裁ハ議定職ト雖モ總裁職之額ニ從フ

中等

頭 官

月金三百圓

月金二百圓

助

官

月 金一百圓

官

記

月金三十圓

生

月金二十圓

使 筆

丁

月金一十圓

右中等下等常参官之者公卿徴士非藏人以下身分ニ論ナク此額ヲ以テ給之

と当時 職ではあるものの、 出身や諸侯、 之者宮公卿諸 テ給」と半減することを定めた。 も規定があり、 ハ減セス」(3)とし、一ヶ月間病気・故障により出参しなかったとしても、 は、 總裁職千円、 徴士云々、 侯徴士差別ナク此額ヲ以テ給」 「常参官毎月参日高之半ヲ過キ出参之者ハ定額ヲ以テ全給」を基本とし、「参日高之半ニ足ラサル者 「副總裁ハ議定職ト雖モ總裁職之額ニ從フ」として、總裁職と同等の額が支給された。さらには、 議定職八百円、 身分に関係なくその職に就いている限り、 同じく病気や故障の際の取り扱いについても、「病症故障ニテー月中出参ヲ得サル者ト雖モ半減之 参與職五百円を上等とし、 や「公卿徴士非藏人以下身分ニ論ナク此額ヲ以テ給」というように宮の 以下中等、 同じ額を給うとした。 下等の使丁十円までの九等に分けた。その給与は 半額の給与が支払われるという規定であっ また、 副總裁に限っては、 ハ定額半減ヲ以 減額について 職的には議定 出 身、 公卿

る。 あらゆる制度化を急いだのだが、 大な費用がかかるとし、その費用調達のため諸官員の給与は当分半減されることとなる。新政府の基盤を強固なものにするために、 かし、 この給与であるが、 約二ヶ月後の五月十三日には そのためには官員の給与を減額せざるをえないほどのお金が必要であったということがうかがえ 「諸官月給金ノ半ヲ減ス」(4)により、 国事に関する仕事が多く、 莫

か で述べたように閏四月 つづいて六月十三日 の に 「月給規 は政体書によって官員を一等官から九等官に分けたが、 則ヲ改定ス」(5) によって 改めて官員 \mathcal{O} 月給金が定められた。 それに応じて給与の額も次のように定められて これによると、 二章二 節 6 *(*) な

月給規則

11

. る。

第一等

金七百圓

第 三 等 等 等

金五百圓

第 五 等 等

金三百圓

金百五十圓

 第七等
 金三十圓

 第六等
 金五十圓

 第九等
 金 拾 圓

 第八等
 金二十圓

金拾圓」

とした。こうしてみると、 以前の給与に対しては減額された額となっている。 さらには

關 |東平定迄三等以上其半ヲ減シ其以下五等迄ハ三分之一ヲ減シ六等以下都テ本額之通相渡候事」(マ)

達候迄從前ノ通可相心得候事」(8)とし、 での支給であった。 翌明 実際には関東を治めるまでは、一等三百五十円、二等三百円、三等二百五十円であり、 治二年には七月の職員令により、 この減額をすることによって、第五等と第六等の実際に支給される月給は同等の額となった。 職制が改正されるが、給与に関しては、「職制御改正ニ付月給 制度が間に合わなかったのか、 従前のままとなっている。 以下四等百円、 ノ儀モ可被改候へト 五等五十円という額 Ŧ 追 テ相

た。 ながら、 第七等ヨリ十等迄ハ三分ノ一第十一等ヨリ以下半數淺草御藏ニ於テ賜ル」とし、 は 換算して銭で支給していた。 それが、 「官祿渡方定則」のなかに、 このときの官禄定則は次の 米といっても、 八月二十二日に「官祿定則官祿渡方定則官祿規則」(9)によって、 その時々によって収穫される量が違うのか 但し希望者にいたっては 「官祿金渡シハ前月十日廿日晦日平均佛米相場(10)ヲ以テ可渡事」とあり、 通りである。 「米ヲ願フ者ハ渡シ日十日前ニ出納司 「最御米ノ都合ニ寄候テハ皆金ヲ以テ可賜事」との規定もあっ 今までお金だった給与が石高に改められ 米での支給もおこなっていたようである。 へ可申出第 等ヨリ六等迄 そのときの米の相場に ハ四 た。 しかし 実際に 一分ノー

官祿定則

三等	二等	一等	第十六等分三等	第十五等	第十四等	第十三等	第十二等	第十一等	第十等	第九等	第八等	第七等	第六等	第五等	第四等	第三等	第二等	第一等
同	司	現光		同	同	同	同	闻	同	同	同	同	同	同	同	同	同	現米
十二石	十五石	米二十石		二十六石	三十三石	五十石	六十七石	八十五石	百三十石	二百石	二百七十石	三百四十石	四百二十石	五百石	六百石	七百石	千石	4千二百石

則
にはその第一
等から第十六等の三等ま
での相当が次の如く記された。

〇 育 三 亭	○第二等	○第一等
申氏白	大納言	左右大臣
珍美	海陸軍大	
民形大藏兵形刑邪卜务	八將	

官祿規則

C 第三等 神社作 参離 B (部大藏兵部刑部外務卿・・・

○第五 ○第六等 第四 等 等 神祇少 宮内 神 祇 大副 卿 宮内大輔 集議院次官

集議院長官 大學別當 民部大藏兵部刑部外務大輔・・

0

民部大藏兵部刑部外務少輔

副 宮内少輔 民部大藏兵部刑部外務大丞 刑部大判事

○第九等 集議院權判官 民部大藏兵部刑部外務權少丞・・・

○第八等

集議院判官

權知縣事

民部大藏兵部刑部外務少丞

○第七等

神祇大祐

知縣事

民部大藏兵部刑部外務權大丞

○第十一等 ○第十等 宮内省侍從 大参縣事 神祇官大史 宮内省少典醫 大學校中助教・・・ 權少参府事・

○第十二等 大學校大主簿少助教大寮長 少参縣事・・

○第十四等 諸縣權大屬 太政官官掌 六省權少祿 ○第十三等

神祇官少史

大學校少主簿中寮長大得業生・・・

○第十五等 神祇官史生 諸縣少屬・・

〇第十六等分三等

神祇官官 諸 縣 權 少 屬

〇 二 等 使部 仕丁

〇三等 官省寮司諸局附屬 」

11

えていなかった (13)。 とが定められた。この給与だが、 但しこの相当は、 十月八日太政官達の 新任の職員に対しては、「諸職員新ニ拜命スト雖モ出仕無之間ハ官祿不賜」とし、 「當十月ヨリ官位相當表ニ隨位ヒ官祿ヲ下賜ス」(12)によって従来の官位相当表を用 出向くまでは与 いるこ

ても、 官祿獻納ヲ止ム」(15) するということが定められた。 十四等以下十分ノ半數現米渡」と改正されることとなる。但し、 は十分の三を現米にて支給するとの定めが付け加えられていた。 した場合、 今年は凶荒にて会計の目的が果たせないということで、 (治二年の年末、十二月二十七日には太政官より、「官祿一石八兩ノ宛ヲ以テ給付セシム」(4) との達しがだされた。これによる 「米價定相場ヨリ下落 米渡しの分も八両相場にて渡すよう取り計らう事とある。 で、 勅任官は「總テ金渡」、奏任官は「十分ノ一現米渡」、 ノ節官祿正米渡ノ分モ八兩相場ヲ以テ支付セシム」(16)によって、一石につき八両と定めた相場より下 但し、 全てがお金ではなく、 十等までは十分の一、十一等より十三等までは十分の二、十四等以下 来年の正月から九月までは相場を一石につき八両と一定に定めて支給 しかし翌年明治三年正月十九日に「官祿渡方ヲ定メ奏任官以上ノ 相場は米一石につき八両と変わりはない。 判任官は 「十一等ヨリ十三等迄十分ノ三現米渡シ また、 米渡の分につい

八月二十九日には、 「當十月以後官祿都テ現米ヲ以テ交付ス」(17) において、

「官祿之儀當十月ヨリ都ヘテ現米ニテ渡被下候事」

場ヲ以渡シ被下候」(18) と定め、 では、「本月一ヶ月分是迄通相渡」としたうえで、「來ル十月ヨリ二ヶ月分宛御布告通相渡」と、二ヶ月分ずつ渡すとしたのである。 こうしたなか、 原則すべて米による支給となった。但し、それでもお金による支給を依願する者に対しては、「依願金渡之分ハ前月平均相 明治四年三月十九日には「三月四月兩月分官祿皆米ヲ以テ交付ス」(20)とし、 とした。 よって九月七日に出された 「當九月ハ一ヶ月分十月ヨリニヶ月分宛官祿現米ヲ以テ交付ス」(19) 三月、 四月の二ヶ月分は米でのみ

の支給とされた。ただし、例外規定は無い。

同月二十三日には、

五月三日には五月、 六月分の官祿平均相場が定められ(21)、一石につき「金六兩二朱永二十九文」とされた。 病気並びに帰省の者の官禄下付規則が定められた。その内容は次の通りであった。

「一官祿 三分ノー

右ハ百日以上病氣引籠中

官祿 右ハ歸省御暇中

四分ノー

五分ノー

官祿

右ハ糺問等ニテ御預ケ或ハ出仕差止候分」(22)

Ł, 禄ヲ改テ月給定則ヲ定ム」(23)によって、「官祿當九月ヨリ別冊ノ通月給ニ被定候間御達及候也」とし、改めて石高を廃止し、お金 このように明治二年の八月よりお金から石高にかわって支給されていた給与制度だが、 明治四年九月二日の第四百五十七「官

月給定則

に変更され、

次の如く定めたのである。

太政大臣 右八百兩

從前

等

左右大臣

右六百兩

從前二等

少議官 史 權大内史 大内史 宣教次官 中議官 副議長 權少內史 議長 参議 宣教長官 一等寮頭 右二百五十兩 右三百五十兩 右四百兩 右二百兩 右五百兩 同七等 同五等 同四等 同三等 同六等 少外史 大外史 大議官 諸省大輔 諸省卿 權大外史

權少外史 中主記 大主記 諸寮權中屬 諸寮中屬 神祇少掌典 權大主記 諸省大録 外務少記 右百兩 右七十兩 右百五十兩 右五十兩 右四十兩 同九等 同八等 同十等 同十二等 同十一等 諸省中録 諸省權大録 神祇大掌典 諸省權中録 諸寮大屬

一等寮權助

少馭者 少主記 諸寮權少屬 權少主記 諸寮少屬 右二十兩 右二十五兩 右十五兩 右三十兩 十二兩 略 略 兩 兩 兩 兩 等 外 同 同 同 同十七等 同十六等 同十五等 同十四等 同十三等 諸省權少録 諸省少録 一等 四等 三等 二等

官等不相從前ニ被据置候分ハ從前等級ニ照準シ改正ノ月給ヲ賜フヘシ」

二十日は太政官と神祇省、二十二日が外務省と大蔵省、以下二十三日は工部省と司法省、二十四日は宮内省と文部省、二十五日は さらには、九月十八日に「月給交付日割其他被下方ヲ定ム」(24)によって月給を渡す日程が各省に割り振られた。それによると、

議 院 と東 京 府となっ

なった。

その 達候月俸 は、 則 明 治七 儀ハ本月 年五月 +·白六 日ヨリ +施行致シ候儀ト可相心得此旨相達候事」(26)との達しによって五月一日より施 號の 「月俸規則」 $\widehat{25}$ によって月給規則が更定され、 同 月三十 日 に 本 年 行されることと 第六十 號ヲ以

は、 て支払わ と定め、 引中の取り決めとして、「忌引中ハ月俸全額ヲ給」とし、かつ「父母忌中墓参ノ爲メ歸卿ヲ請フ者ハ其忌日限中ハ同ク之ヲ給シ云々. 六ヶ月マテハ繰上ケ支給スル」ものとした。 於テ之ヲ給シ同等ノ兼任ハ本務ノ廳ニ於テ之ヲ給ス」とし、 ものとし、 月ヲ前後ニ分チ新任十五日前ニ在ル者ハ其全額ヲ給シ十六日後ハ半額ヲ給ス」こととした。 : 暇中 こ の な差別が存在したことがうかがえる(27)。 十六條では病気による欠勤者の取り決めであって、 た。またこのころから頻繁になってきたであろう官員の外国出張に際しての月俸支給については、第八條により、「發程ノ節月俸 セ給ス」とした。 免職の者の再任においての月俸の渡し方を取り決めたものであり、「上下半月内ニ免職ノ者再任スレハ前官ノ俸ハ勿論後官ノ俸ヲ 帰郷中の規定が記されており、 でありながら 「月俸規 其後ハ三分ノーヲ給スヘシ」とされていた。 れるお金についての規定である。 ニ準ス」として、 忌引だけでなく、 十五日前までに降等及び免職の者については、「猶舊等ノ俸半額ヲ給シ十六日後ハ其全額ヲ給ス」ものとした。第三條で 則 また第六條では、 は全二十二 給与は支払われていた。 墓参り 父母の病気看護の為の休暇でさえも給与はしっかりと支払われていた。 條からなるもので、 の為の帰郷であっても給与は支給された。 そこには 数官を兼任する者の月俸の取り決めであって、「數官ヲ兼任ノ者ハ月俸 ただし、 なお、この月俸規則の中身をみてもわかるように、 なお、 「許可ヲ得テ歸卿スル者ハ給暇中月俸半額ヲ給スヘシ」として、 ましてや、 第一 この規定は女官には適用されなかった。 在留する場合には 但し書きとして細かい取り決めがあるものの、 次いで第十七條では 條では月俸支給日を毎月十七日と定め、 「兼任ノ月俸ハ別ニ給セサルヘシ」とそれぞれの官 その間に公務を命じられれば、 「右例ニ隨テ送致」と同じ規定であった。 「奉職ノ地ニ於テ父母病氣看護ノ爲メ休暇ヲ與フル 最後の第二十二 また、 この点で、 一條は現在でいう退職金及び殉職に際し 全額が給付されることとなって 兼任に対しての二 第二條で渡し方を定め、 昇等増給については「之ニ準ス」 さらに第十 基本的には 当時の男女のあ ノ多キ方ニ就キ其廳 半額ではあるも 九条においては、 の月俸が支給され 重 第十五條に 「四ヶ月間月俸全 の給与支払 いだに制 月 いた。 お 者 いて **(**)

給

的

併

は

けに当時の官員は特に優遇されていたことがわかる。また、第十七条・十九条の規定からは、 及び帰郷給暇中での給与、さらに病気休暇時でも給与が支払われていることをみても、一般には考えられない制度であり、それだ 当時は父母を如何に大切にしていた

かが現れている文面となっていた。

されるまでのあいだに少しの修正がおこなわれる程度で明治初期の給与制度は編纂されることとなる。 これ以後は、 内閣制度発足に伴う明治十九年三月の「高等官官等俸給令」(28)および、 四月の「判任官官等俸給令」(29)が施行

 $\widehat{1}$ 内閣府官報局編『法令全書』第一巻(原書房、 昭和四十九年)八〇 - 八一頁。このなかにはさらに、その他の職の給与も次のように規定され

「一 諸局權判事ニテ参與職ニアラサル者ハ中等頭官之額ニ從フ

ている。

總裁局史官ハ中等助官之額ニ從フ

總裁局筆生ハ下等書記之額ニ從フ

總裁局官掌諸司副手ハ筆生之額ニ從フ局掌ハ使丁之額ニ從フ

試補官ノ徴士ニシテ判事試補タレハ中等屬官ノ額ニ從テ百圓ヲ給シ徴士アラスシテ頭助及屬官等之試補タレハ下等書記ノ額ニ從フテ

三十圓ヲ給ス」

 $\widehat{\underline{2}}$

当時はまだ円の呼称はなかったが、

記録類ではみな円と表記したためしばらくこれに従うものとされた。

(3) 内閣府官報局編『法令全書』第一巻(原書房、昭和四十九年)八一頁。

 $\widehat{\underline{4}}$

同右、

一六〇頁。

その条文は

「國事多端ノ折柄莫大ノ御費用ニ付諸官月給金當分半減ノ事」とある。

5 同右、 九三 - 一九四頁。この当時もまだ円という呼称はなく、 記録類のみでの使用であった。

(6) 本稿第二章第二節参照。

(7)内閣府官報局編『法令全書』第一巻(原書房、昭和四十九年)一九四頁。

- (8) 内閣府官報局編『法令全書』第二巻(原書房、昭和四十九年)二七四頁。
- (9) 同右、三一〇頁。

秦氏は『日本官僚制総合事典1868‐2000』のなかで、「二年七月には年俸たる官禄に更改され・・・」(三八七頁)と書かれているが、 『法令全書』及び、『官令沿革表』(大蔵省記録局編纂、国書刊行会、昭和四十九年、一〇九頁)では明治二年八月二十二日大蔵省廻達とあり、

秦氏が主張する七月とは一ヶ月の時期の違いがみられる。

10 明治二年の相場はわからないが、『値段の明治大正昭和風俗史』によると、明治元年当時の東京における標準価格米十キログラム当たりの小 売価格は五十五銭である。(週刊朝日編『値段の明治大正昭和風俗史』(朝日新聞社、昭和五十六年)一一五頁参照。)

11 内閣府官報局編『法令全書』第二巻(原書房、昭和四十九年)三一一 - 三一三頁に記載されているもののなかから、第三等から第十六等一等 によって、これまで第十六等を三等に分けてそれ以下を等外と称していたのだが、この布告より等外を四等に分けそれぞれ給与を次のように については筆者が選択して記載したもの。詳細は右頁を参照のこと。明治四年二月十七日には「官員十六等ノ二等以下ヲ更ニ等外四等ニ定ム」

「一是迄第十六等ノ二等

定めた。

官祿十五石

右等外一等

同十六等ノ三等

官祿十二石

右等外二等

55

一是迄等外一等

官祿十石

右等外三等

一同等外二等

官祿七石

右等外四等」

(内閣府官報局編『法令全書』第四巻(原書房、昭和四十九年)八八 - 八九頁。)

(12) 同右、四〇〇頁。

 $\widehat{\overset{1}{13}}$

同右、三七七頁。第九百三十一「奏任官以上官祿渡方ヲ定ム」の但書参照。

(14)内閣府官報局編『法令全書』第二巻(原書房、昭和四十九年)五二〇頁。

(15) 内閣府官報局編『法令全書』第三巻(原書房、昭和四十九年)一六頁。

(16) 同右、一四九頁。三月二十八日第二百四十三。

(17) 同右、三二四頁。

(18)皆米、皆金というように渡す場合には差し支えはないが、米と金を混ぜて渡す場合の歩合が「十分二 米」「十分八 金」と定められている。

- (19) 内閣府官報局編『法令全書』第三巻(原書房、昭和四十九年)三三七頁。
- (20) 内閣府官報局編『法令全書』第四卷(原書房、昭和四十九年)一〇二頁
- 21 同右、 四九〇頁。 七月十七日には七月、八月分の官禄平均相場がだされ、 米一石につき「金五両三分永二百十七文」とされた。(同上、四九

六頁。)

- $\widehat{\underline{22}}$ 同右、二二一頁。明治五年三月十日布告の「官員病気引養生中月給被下方」によって改正、明治七年に消滅。(内閣府官報局編『法令全書』 第五巻ノー(原書房、 昭和四十九年)七七頁)
- $\widehat{23}$ 同右、三四○ - 三四五頁参照。十月七日には「月給定則中十七等ノ朱書取消」によって等外一から四等までが取り消しとなる。(同、三六三
- (24) 内閣府官報局編『法令全書』第四巻(原書房、昭和四十九年)三五一頁。

頁)

- (25)内閣府官報局編『法令全書』第七巻ノ一(原書房、昭和五十年)三〇一 三〇六頁。
- (26) 同右、三二四頁。

(27) 同右、三〇一 - 三〇六頁参照。

(2)内閣府官報局編『法令全書』第一九巻ノ一(原書房、昭和五十二年)七八 - 八〇頁。

明治一九年三月十七日にだされた勅令であり、俸給についての規定は第十條から第十三條までである。その第十條において勅任奏任文官の年

俸が次のように定められている。

勅任官

内閣総理大臣 九千六百円

各省大臣 六千円

等 (上)

五千円

(下) 四千五百円

(下) 三千五百円

奏任官

二等 (上)

四千円

等 上

三千円

二千四百円

(中) 二千二百円

(中) 二千八百円

(下) 二千六百円

(下) 二千円

(下) 千四百円

(下) 千円

(下) 七百円

五等 (上)

九百円

中

八百円

六等 (上)

六百円

(中) 五百円

四等 (上)

千二百円

(中) 千百円

三等(上) 二等 (上)

千八百円

(中) 千六百円

(下)四百円

(同右、八〇頁参照の上筆者が作成)

29 内閣府官報局編『法令全書』第一九巻ノ一(原書房、昭和五十二年)一八二 - 一八三頁。

明治一九年四月三十日の官報によってだされた勅令であり、全八條からなるものである。その第二條によって判任文官の月俸を次のように定

めている。 判任官 六等 三等 二等 七等 五 等 四 等 一等(上) 七十五円 二十五円 三十円 三十五円 十二円 十五円 二十円 五十円 四 十 円 四十五円

(下) 六十円

(同右、一八三頁参照の上筆者が作成)

第二節 出勤時間と退勤時間

五日の 總裁・議定・参與の三職が慶應三年の十二月九日に設置され、その出勤時刻が初めて定められたのが、 「總裁以下参集時刻及上下参與ノ稱ヲ定ム」(1)によってである。これによると、 同じく慶應三年十二月十

「總裁以下巳刻参集午刻評議之事」

明治元年正月十二日には太政官代が設けられ、参集と退出の刻限が、とあり、当時は午前十時に出勤して正午より評議を行っていた。

「連日巳刻参集申刻ヲ限リ退出之事」(2)

そこで政府は「太政官参仕刻限ヲ愆ル勿ラシム」(4)を布告し、 制度化を急ぎ慌しいなかにいたこともあり、各地方への御用も多かった。そんななかで、 の時刻については「毎日巳ノ半刻」、現在でいう十一時からとなった。(3)しかしながら、 日には再度布告され、休暇日・議事規定とともに定められた。このなかで、参退時刻については変わっていないが、 と定められた。 これによると、 午前十時の出勤で、 当時は申の刻、 現在の午後四時退勤ということがわかる。 遅刻者が少なからず出てきたのである。 当時の情勢として政府内の官員は様々な それが、正月二十一 議事の始まり

「太政官参仕刻限ノ儀巳ノ刻可有出仕ノ處當節外御用多端ノ折柄兔角遲参ノ向モ不少全ク不得止 勵必無遲滯巳刻出仕可有之候事」 ノ事 = 候 ヘトモ自後 い局 々勉

として、遅刻を改めるように指導したのであった。

十二月十七日 には刻限の表記を巳刻から第十字、 申 -刻から第四字と西洋時計に変更され

「第十字参仕第四字退出ノ事

と定められ、原則午前十時から午後四時までとし、特別に用事があるときはその都度指揮することとした。 但別段御用有之節ハ可隨其指揮事」

明治二年二月五日には「議行兩官規則」(5)によって議行両官の出退勤時刻が「十字出勤二字退出ノ事」と定められ、さらに「五

現在と比較すると、十時から二時までの四時間とは短いものである。

官右ニ準ス」とされた。

しかしながら、

出仕」が取り消されただけであった。 されることとなる。ただし、出退勤時間に関しては、「日々十字出仕二字退出ノ事」として変わりはなく、前規定の「暑氣ノ間八字 とでもしたのであろう。七月にだされたこの規則だが、ひと月も経たない八月七日に「太政官規則」(?) が再び達しとなり、改定 しかし、但し書きによって「暑氣ノ間八字出仕」とされ、夏の暑い間は少しでも涼しい時間から仕事をはじめて効率を良くしよう 同年七月十三日には「太政官規則」(6)が達しとなり、そのなかで、「十字出仕二字退出ノ事」と以前と変わらぬ規定であった。

二字退出ノ事」であった。しかし、この規則の最後に「右ノ規則ヲ犯ス者ハ彈正其非違ヲ糺スヘキ事」とあり、 を守れなかった者も多かったからこそこのような締めくくりとなっているのではないかと推測される。 十一月二十二日にはみたび「太政官規則」(®)の改定が行われたが、この時も出退勤時刻については変わりなく「日々十字出 当時の官員は規則

この後は特に改正もなく進んでいたのであるが、明治三年九月二日の「出仕時刻ヲ定ム」(9)によって、

「自今九字出仕之事」

と定められ、いままで十時だった出勤時間が、一時間早められ九時となった。

明治四年になると、四月三日に次の通り達しがでた。

「明四日ヨリ第八字参 朝相成候」(10)

これにより、 いままで午前九時出勤だった時刻が、 明治四年四月四日より午前八時出勤とさらに一時間早くなった。つづけて、 四

月二十八日には、

・ 來ル五月二日ヨリ第七字参 朝ノ事」(11)

ひと月も経たないうちに出勤時間はさらに一時間早められることとなった。それが、この二ヶ月後の七月二十二日には、

明二十三日ヨリ第九字参 朝相成候」(12)

もあった。 と定められ、 明治三年九月当初の時間に改められたのである。というように明治四年の一年間は頻繁に出勤時間が変化したときで

明治五年になると、五月二十四日に、

「明二十五日ヨリ第八字参 朝相成候」(13)

との達しがあり、五月二十五日より午前八時出勤になるのだが、七月一日には、

| 來ル八月二日ヨリ第九字参 朝相成候」(14)

によって、明治五年八月二日よりまたしても午前九時からの出勤となるのである。

明治六年には五月九日に、

「明十日ヨリ午前第九時出頭午後第三時退出ノ事」(15)

とあり、 午前九時から午後三時までの六時間勤務となった。それと同時に、 明治六年より、 まず午前・午後の表記が用いられるこ

ととなり、また時間の表記についても、「字」から「時」に変更となった。

六月十日にも同じように「午前第九時出頭午後第三時退出」とあり、ただし、「事務ノ都合ニ因リ時限ヲ伸 へ候儀ハ適宜タル

事」として、臨機応変におこなうこととした(16)。

七月二十三日には、

「八月二日ヨリ同月三十一日迄午前第八時出頭正午十二時退出ト被定候」(エン)

とし、さらに八月三十一日にも同じように「來九月中午前第八時出頭正午第十二時退出」(18)として二ヶ月続けての夏場だけの特 別勤務時間を設定したのである。十月からは午前九時出勤、 午後三時退勤に戻るのだが、 十一月十七日より、

「午前第九時参任午後四時退出」(19)

となり、 退勤時間が規則上は一 時間遅くなったのだが、「都合ニ依リ退出之時限遅早可」とした。

ヘキ

あり、 その後は多少の改定がありつつも、この明治六年と同じように、 通常は明治九年十月九日に規定の、 夏の時期は特別に午前八時から正午十二時までという時間帯で

但諸省使長官兼任之向ハ第十二時ヨリ其廳エ出勤「大臣参議午前第九時出勤第十二時退出

史官以下午前第九時出勤午後第三時退出」

 $\widehat{\underline{20}}$

が基本となり以後推移していったのである (21)。

年が まりであり、 ここで明治九年までの年明け政始の時間についてまとめると、明治元年については規定がない。 「卯ノ刻」(午前六時)であり、 時間の表記はない。 以下明治三年より明治九年まで一月四日が政始の日となっており、 明治五年・六年は「八字」であった。明治七年・八年・九年は「午前九時」である。 翌明治二年は一月四日 時刻については明治三年・ からの始 四

64

- (1) 内閣府官報局編『法令全書』第一巻(原書房、昭和四十九年)一一頁。
- (2) 同右、一○頁。
- (3) 同右、二一頁。
- (4) 同右、七三頁。明治元年三月二十三日のことである。
- (5)内閣府官報局編『法令全書』第二巻(原書房、昭和四十九年)五八頁。

二時だったのを十時とした。(内閣府官報局編『法令全書』第三巻(原書房、昭和四十九年)五二二頁) しで、 「徴士雇士ノ稱ヲ廢ス」(同右、二四一頁)により消滅した。しかし、明治三年十一月「官員免職ノ節召出方ヲ改ム」によって、これまで十 **免職の際は午の刻(正午)呼び出しとされた。また服装にも規定があり、「禮服着用」とある。だが、これらの規定は六月二十七日の**

また同年五月八日には「徴士雇士任免ノ節呼出刻限ヲ定ム」(同右、一六八頁)がだされ、徴士雇士の任命の際は巳の刻(午前十時)呼び出

- (6) 同右、二七〇頁。
- (7) 同右、二九四頁。
- (8) 同右、四七六頁。

- (9) 内閣府官報局編『法令全書』第三卷(原書房、昭和四十九年)三二六頁。
- $\widehat{\underbrace{10}}$ 内閣府官報局編『法令全書』第四巻(原書房、 昭和四十九年)一一三頁。「四月四日ヨリ第八字参朝」
- (11) 同右、一六四頁。「五月二日ヨリ第七字参朝」
- (12) 同右、二八八頁。「七月二十三日ヨリ第九字参朝」

 $\widehat{\underbrace{13}}$

内閣府官報局編『法令全書』第五巻ノ一(原書房、

昭和四十九年)四五八頁。「五月二十五日ヨリ第八字参朝」

- (14) 同右、四六五頁。「八月二日ヨリ第九字参朝」
- (15) 内閣府官報局編『法令全書』第六巻ノ一(原書房、昭和四十九年)七七二頁。
- (16) 同右、七八三頁。
- (17) 同右、七九二頁。
- (18) 同右、七九八頁。
- (19) 同右、八○九 八一○頁。

(20) 内閣府官報局編『法令全書』第九卷ノ一(原書房、昭和五十年)四二一頁。

- (21) 明治元年から一六の日休暇制が終わる明治八年までの勤務時間は次の通りである。
- ●明治元年一月十二日~明治二年二月四日

午前十時出勤 午後四時退勤

○明治二年二月五日~明治三年九月一日

午前十時出勤 午後二時退勤

●明治三年九月二日~明治四年四月三日

午前九時出勤 午後二時退勤

〇明治四年四月四日~明治四年五月一日

午前八時出勤 午後二時退勤

●明治四年五月二日~明治四年七月二十二日

午前七時出勤 午後二時退勤

〇明治四年七月二十三日~明治五年五月二十四日

午前九時出勤 午後二時退勤

●明治五年五月二十五日~明治五年八月一日

午前八時出勤 午後二時退勤

〇明治五年八月二日~明治六年五月九日

午前九時出勤 午後二時退勤

明治六年五月十日~明治六年八月一日

午前九時出勤 午後三時退勤

67

〇明治六年八月一日~明治六年九月末日

午前八時出勤 正午十二時退勤

●明治六年十月一日~明治六年十一月十六日

午前九時出勤 午後三時退勤

○明治六年十一月十七日~明治八年七月二十二日

午前九時出勤 午後四時退勤

●明治八年七月二十三日~明治八年九月十日

〇明治八年九月十一日~次制定まで午前八時出勤 正午十二時退勤

午前九時出勤

午後四時退勤

(本文より筆者が作成)

第三節 休日

第一項 休暇日

明治元年正月二十一日、 参與である万里小路博房より 「参退時刻休暇日并議事規程ヲ定ム」(1) によって、

「一六ノ日休」

傷 の参賀は中止となっていた。これは、古代においては、太陽を君主の象徴として、日食時に国家行事が行われれば、 の正月二十一日の延長である(3)。また、同じく六月二十七日には、「来月一日依日蝕被止参賀候事」(4)とあり、当時は日食 ではなかった (2)。同年六月、鎮臺府判事より、市政裁判所判事へだされた「自今毎月一六ノ日可爲休日ノ旨被仰出候事」 日 れており、 と一六の日を休みとする旨の達しがだされた。この一六休暇日制とは、一と六の日を休暇日とするものである。つまり、 つけられて、 ・十一日・十六日・二十一日・二十六日と一ヶ月に六回の休暇日が定められた制度である。ただし、大の月の三十一日は この考え方が続いていたのではないかと考えられる。翌七月三日には「本月五日七日十五日ヲ休日」(5) によって、 やがては臣下によって国が滅ぼされる前兆となるといわれ、 あらかじめ日食を予測してこれに備える必要性が説 君主の尊厳 一日・六 は 休暇 0) 前 H が 掲 日

一來五日七日休日之事

右二付六日例休之處出仕可有之事

來十五日休日之事

但節朔同樣参賀之事」

と定められ、 ついては行うように指示した。さらに、八月十七日には「明十八日可爲休日旨被 五日、 七日を休みにする代わりに通常休暇日の六日を出勤日とした。また十五日についても休暇日としたが、参賀に 仰出候爲心得相達候事」(6)と休暇日を定めた。

九月十八日には、

來二十一日休日ニテ無之二十二日休日之事

但以後一六ノ日休日ノ事」

との達しがあった。これはこの二十二日が始めて天長節であるので、その前日と交換した(8)のである。ただし以後一六の日が休 7

同じく明治元年の十二月十五日には、

日であるとしているように、基本的に休日は一六の日であった。

來ル廿二日 還幸ニ付諸官休日之事」(9)

天皇が行幸から戻ってきた際は官員は休日と定められたのであった。

について次の通り取り決められた。 十二月二十二日には「本月二十六日以後休暇及正月中休暇ヲ定ム」(10)によって、十二月二十六日以後の休みと来年正月の休み

來ル廿六日ヨリ正月三日迄休暇之事

四日ヨリ御用初ニ付出勤之事

六日 七日 + 日 十五日 十六日 休暇之事」

ども、 翌日には 臨時の参朝を認めた。 「來ル廿八日廿九日休日尤御用有之輩ハ臨時参 しかしながら、十二月二十六日から翌年の正月三日まで休暇日と定めた点では、これは後の年末年始 朝可有之事」(11)と用がある際は二十八日、二十九日と休日であるけれ

に 休 暇の起源であると考えられる。ここで、 「本月休暇及正月政始ノ日ヲ定ム」によって 明治二年以後の年末年始休暇について簡単に記してみると、 明治二年は十二月二十二日

「來ル廿九日晦日休暇來ル正月四日ヨリ政始之事」(12)

なかに、 とある。 明治三年については明確な規定がみあたらないが、 十二月十八日の 「諸官省東京府休暇並御用仕舞歳末御祝儀等日限」 の

廿六日御用仕舞ニ付同日休暇無之事」(13)

ヲ定ム」(16)により、 ţ とあるので、 でと、十二月二十九日より三十一日までを休暇日と定めて、これにより、年末年始休暇の形態が整ったのである。 が、明治五年では、太陰暦から太陽暦の切り替えのため規定がなく、明治六年一月太政官布告 (17) をもって、一月一日より三日ま な規定はないが、十二月二十六日、 明治三年の年末年始休暇は十二月二十七日から翌年の正月三日までではないかと思われる。 翌日二十七日からが休みであろうと考えられる。また十二月廿四日に「來ル正月四日政始ニ付」(14)とあることから 正月四日の政始が定められていることから、十二月二十八日から翌年正月三日までであったのだろう。それ 前年同様に「來ル廿七日御用仕舞ノ事」(15)とあり、十二月二十二日には さらに、 明治四年についても明確 「來ル壬申年新歳式

「諸官員御用ニテ東京其外遠方へ出役シ候面々歸京之節着後三日休息不及出仕候事

明治二年になると、

六月九日に「諸官員遠國出張ノ者歸京後三日間休暇ヲ賜フ」(18)として

として、 諸官員に遠方出張後の三日間の休暇を与えたのである。 ただし、 差し掛 かりの 用がある場合は 「御用濟之上同斷休息可

事」とその用事が済んだうえでの三日間の休暇を与えた。

七月五日には七月七日が休日となって、

「明六日定休

明後七日休」(19)

との達しがでた。この七日の休日は何のための休日なのか詳しいことははっきりとしないが、翌日に「職員令及官位相当表」がだ されている。この提出の準備のための休日ではないかとも推測される (20)。

ついで、七月九日には太政官の休暇が「本日太政官休暇」(21)によってだされ、その理由として、「今九日参議以上外御用ニテ出

仕無之ニ付當官休暇ノ事」とされた。この後も同じような取り決めがあり、参議以上が外の用事でいないときは太政官は休暇とな

ていた。

同じく七月十三日には、

「明十四日ヨリ十六日迄休暇ノ事」(22)

とあり、三日間の休暇が与えられた。この件に関して、『明治文化全集別巻明治事物起源』では、「明治四年七月十四日に、 しかし、この明治二年の段階で十四日から十六日までの三日間の休暇が規定されている。さらに、 より十六日に至る三日間、官吏に休暇を與へしは、盂蘭盆の休みなり。」(23)として、明治四年を盆休みの起源として紹介している。 明治三年をみてみると、七月十 十四日

「來ル十四日休暇ノ車

日に、

但 十五六兩日 ハ例 ノ通可心得事」(24

とあり、 十五、 十六日も 「例ノ通」として休暇を与えている。 そのうえで、 明治四年の七月十二日達で、

來ル 十四四 日 ヨリ十六日迄休暇 事

但 例年右ノ通被定候事」 $\stackrel{\frown}{25}$

らしても、 が今の盆休みの起源にあたるといってもおかしくはない。 かと推測される。 と定められ、 明治四年を盆休みの起源とするならば、 そのなかで「例年右ノ通被定候」と今後七月十四日から十六日までは毎年休暇にするとなったのである。このことか さらにいうならば、このように明治二年から同じように達しが続いていることを考えると、この明治二年の達し 明治二年、 三年の規定は、 それを試験的におこなったものであったのではない

月の太政官規則改正でも休暇の変化はない。 その明治二年の盆休暇の達しがあった翌月の八月七日には太政官規則のなかで、「節朔一六休暇之事」(26)とあり、 その後の十

距離によって、 別休暇が与えられたのである。 ま た明治三年の八月二十九日には 休暇の期間も定められた。 しか į 「諸官員遠國出張歸京後休暇ヲ賜フ」 明治二年の段階では その内容は 律に帰京後三日間の休暇であったのだが、 の達しによって、 明治二年同様、 今回の規定 官員の遠国 で は出 出 張後 張先 の特

百里以上 三日

五十里以上 二十五里以上

日 27

日日

その疲れを癒す意味であって、 であった。 当時 は遠国に出張といっても今のように日帰りでいけるようなものではなく、 休暇を賜うという形で、 政府の恩恵であるという意識を強めた形 何 目も の休暇であっ かけて出張してい た。 た。 そのため

判任官以下は五日以内として与えた ることを許した(31)。 いる (29)。 七月二十日休暇」とある。 「六月二十八日ヨリ三十日迄」と官員に休暇を与えるが、 共長官ヨリ御用ノ都合見計休暇可申達事」とし、 同 じく明 そして同年七月二十二日にさらに官員に対する暑中休暇を八月一日より三十一日までの間、 治三年には暑中休暇の始まりの時でもある。 ただし、 これは暑中休暇を最も早く採用した一例である (28)。この南校の休暇を基として、 その行き先は必ず届け出をしなければならなかった。 (30)。明治七年には七月三日に、七月十一日から九月十日まで諸官員に暑中休暇を賜い、 休暇中は それは明治三年二月制定の大學南校休暇表なるものに 五ヵ月後の六月二十三日太政官布告第二百二十一号によって取り消 「賜暇中旅行ノ儀モ被差許候間其行先可届出此旨相達候事」と旅行す 奏任官以上は十五日以内 明治六年一月七日に 「自六月二十 <u>.</u>...日

ス は によって定めたのである。 けた取り 日鐵道開業式被爲行候ニ付休暇ノ事」(32)として、 翌明 このように、 曜 スを休日としていたのである。 治 休 組みで、 暇の採用である。 五 年は 明治五年までをみてきたが、これまでの休日というのは原則「一六の日」であって、 あっ 鉄 道が開業した年であり、 たに違いなく、 これ以降も同じ形で進んでいくのだが この日曜 行政機能を休みにしてまででも、 しかしながら、 休暇の方法については、 九月十二日に鉄道開業式が執り行われた。そこで、その二日前 なかなか一 鉄道開業式の日は休暇としたのである。この当時で鉄道開業は 明治元年六月にすでに横浜運上所において、 般に普及しなかった。 $\stackrel{\frown}{33}$ 国を挙げて成功させようとしたのであろう。 明治九年にこの休暇制度は大きく変化するのである。 それが、 明治九年三月十二日に 必要に応じてその都度、 西洋の日曜日 0) 九 月 自に 国 家 の威信 並 「來ル 達 十 二 をか

「從前一六日休暇ノ處來ル四月ヨリ日曜日ヲ以テ休暇ト被定候條此旨相達候事

但

土

曜

日ハ正

午十二

時

ヨリ休暇タルへキ事」(34

との 達 しがだされ、 ここに休日 制 の 起 源というべき日 曜日休日が 始 でまっ たのである。 これにより、 諸官省 はじ め、 官 立 私 立学校

- (1)内閣府官報局編『法令全書』第一巻(原書房、昭和四十九年)二一頁。
- (2)朝倉晴彦編『明治官制辞典』(東京堂出版、昭和四十四年) 一四八頁。

明治文化研究会編『明治文化全集』別巻明治事物起源下巻

(日本評論社、

昭和四十四年)一二六五頁。

3

- $\widehat{\underline{4}}$ 内閣府官報局編『法令全書』第一巻 (原書房、 昭和四十九年)二〇五頁。 その後も毎年日食の日には参賀は取りやめとなった。
- (5) 同右、二〇七頁。
- (6) 同右、二五八頁。
- (7) 同右、二九八-二九九頁。

8

明治文化研究会編『明治文化全集』別巻明治事物起源下巻(日本評論社、

昭和四十四年)一二六五頁。

- (9) 内閣府官報局編『法令全書』第一巻(原書房、昭和四十九年)四〇二頁。
- $\widehat{\underline{10}}$ 同右、 四一三頁。 政始については、 本稿第三章第二節 「出勤時間と退勤時間」 のなかで触れている。

- (11) 内閣府官報局編『法令全書』第一巻(原書房、昭和四十九年)四一九頁。
- (12)内閣府官報局編『法令全書』第二卷(原書房、昭和四十九年)頁。
- (13)内閣府官報局編『法令全書』第三巻(原書房、昭和四十九年)頁。
- (14) 同右、頁。
- (15) 内閣府官報局編『法令全書』第四巻(原書房、昭和四十九年)頁。

 $\widehat{\underbrace{16}}$

同右、

頁。

- (17) 内閣府官報局編『法令全書』第六卷(原書房、昭和四十九年)頁。
- (18) 内閣府官報局編『法令全書』第二卷(原書房、昭和四十九年)二〇七頁。
- (19) 同右、二四八頁。

(20) この休日についてははっきりとした意図もわからない。あくまでも筆者の推測に過ぎない。

- 21 内閣府官報局編『法令全書』第二巻 十二日参議以上外御用ニテ出仕無之ニ付休暇ノ事」である。(同、二六七頁) (原書房、昭和四十九年)二六五頁。同七月十一日にも「七月十二日太政官休暇」とあり、その内容は「明
- (22) 同右、二七一頁。
- $\widehat{23}$ 明治文化研究会編『明治文化全集』別巻明治事物起源下巻 (日本評論社、 昭和四十四年)一二六五頁。
- (24) 内閣府官報局編『法令全書』第三巻(原書房、昭和四十九年)二六一頁。

25

内閣府官報局編『法令全書』第四巻

(原書房、

昭和四十九年)二八三頁

- (26) 内閣府官報局編『法令全書』第二巻(原書房、昭和四十九年)二九四頁。
- **27** 内閣府官報局編『法令全書』第三巻 里とは現在の三・九二七㎞であり、 (原書房、 約四㎞と考えると、 昭和四十九年)三二三頁。 百里は約四〇〇㎞、 五十里は約二〇〇㎞、二十五里は約一〇〇㎞である。
- 28 明治文化研究会編『明治文化全集』 別巻明治事物起源下巻 (日本評論社、 昭和四十四年)一二六六頁。
- (29) 同右参照。

内閣府官報局編『法令全書』第六巻ノ一(原書房、 昭和四十九年)三頁。この明治六年一月七日の太政官布告では、 一月一日より三日迄と六

月二十八日より三十日迄、 ように六月二十三日に「本年第二號布告ノ内六月廿八日ヨリ三十日迄ノ休暇ハ取消シ」となった。(同右、三〇三頁) また、十二月二十九日より三十一日迄と年末年始の休暇と暑中休暇を定めたものである。 しかし、 本文中にもある

(30) 内閣府官報局編『法令全書』第六巻ノ一(原書房、昭和四十九年)七九一 - 七九二頁

院省使府縣之官員奏任官以上ハ本年八月一日ヨリ十五日以内判任以下同五日以内之休暇ヲ賜リ候條御用向差支無之樣便宜見計休暇可申付

事

長官之儀ハ次官ト可申合事

一休暇中旅行致候儀ハ勝手次第ニ候得共行ク先々其筋へ相届可申事

但東京在官之分ハ八月一日ヨリ同三十一日迄地方ハ九月三十日迄之内ヲ以本文ノ如ク休暇賜候儀ト可心得事」

- (31) 内閣府官報局編『法令全書』第七巻ノ一(原書房、昭和五十年)三二九頁。
- (32) 内閣府官報局編『法令全書』第五巻ノ一(原書房、昭和四十九年)一九二頁。
- $\widehat{33}$ 第六巻ノ一(原書房、 態は不明であるが、当時は祭日というと死者を祭るといったことが主であったため、喪に対する休日のように思われる。さらには本稿第三章 明治六年の九月には 第三節第二項に後述する八東氏の『祭日祝日謹話』による祭日の定義から推測しても右のように考えられる。 「自今諸官員父母ノ祭日ニハ休暇ヲ賜リ候此旨相達候事」と達したのだが、現段階では詳細な史料が見当たらないため実 昭和四十九年)四七八 - 四七九頁)(八束清貫著『祭日祝日謹話』(内外書籍、 昭和八年)一頁 (内閣府官報局編『法令全書』
- (34) 内閣府官報局編『法令全書』第九巻ノ一(原書房、昭和五十年)二九○頁。

この規定により日曜日と土曜日の午後から休暇なったのだが、土曜日の半分が休日のことを「半ドン」と言っていた。この「半ドン」である

来は仕事を休んで教会に礼拝に行くための日の意である。(山口佳紀編『暮らしのことば語源辞典』(講談社、一九九八年)四八四頁。及び 「ドンタク」の半分であるため「半ドン」と言ったようで、この「ドンタク」とは休日のことである。 それが訛って「ドンタク」となったようである。この zon は太陽で dag は日である。つまり、日曜日、 もとはオランダ語の Zondag であ 礼拝日でキリスト教徒にとって本

これとは別に、 杉つとむ著『語源海』(東京書籍、二〇〇五年)四五九頁参照) 明治時代より時報に午砲 (空砲) を撃つ地域があり、その正午の大砲の「ドン」という音より一日の半分が休みなので、

ドン」と呼ばれるようになったという説もある。

が、 陰太陽曆(月は太陰曆、 府 られた貞享暦からで、 ると、 また、 れることとなり、 される公式の暦である具注暦にも一○世紀末頃から曜日が記載されるようになった。一般に用いられる頒暦に記載されたのは一六八五年に作 この宿曜経とは、太陽の天球上の軌道である黄道を二十八等分して二十八宿とする占星術の一種である。ここで「曜」という字が用いられる は これは「輝く天体」の意味であり、また日曜日にあたる日を蜜(密)と呼ぶ。宿曜経は、 日本へ最初に週の考え方を持ち込んだのは空海である。 これにより一週間のうちのうち日曜日が休日となったわけだが、ここで「週」の考え方について、『土曜閉庁・趣旨と運用方針』によ 明治五年十一月九日に急遽改暦の詔書を発布し、 社会のリズムとして週が定着することとなったとある。 以後の暦は毎月朔日の曜日のみを記すという習慣が明治五年まで続き、 年は太陽暦に基づく暦)を廃止して太陽暦を採用することとしたのである。 約一ヶ月後の旧暦明治五年十二月三日を新暦の明治六年一月一日とし、 唐に留学した空海は、西域から唐に輸入された宿曜経をわが国に持ち帰った。 (総務庁人事局土曜閉庁研究会編『土曜閉庁・趣旨と運用方針』(学 平安時代後期に貴族の間で流行し、 七曜は占いに用いられるのみであった。 なお、 この新暦から毎日に曜日が記載さ それまでの太 天皇に奏上 明治政

陽書房一九八八年)五八頁(注)参照

80

第二項 祝日·祭日

祝日・祭日にはあらゆる場所で日の丸の国旗を掲げていたことに由来している (1)。 うことも多いが、昔はこの祝祭日のことを「旗日」とも言っていたそうである。それは、現在では見かけることが少なくなったが、 が国には祝日・祭日というものがある。これらは勅令をもって休日と定められていた。 わ れ わ れは、 よく祝祭日とまとめて言

この祝日・祭日に関して、 八東氏は『祭日祝日謹話』のなかで、次のような定義を述べている。

鴻業に対し、 祭日とは、 つとなり、 とを祝福すべき日である。」(2) 皇室・国家・国民の総てが一体となり、天祖・皇祖・列聖・天神地祇をお祭りして、 先ず祖神を崇め、 最も慎ましやかに報本反始の忱をいたさねばならぬ日である。 悠々たるわれわれの国史の成跡を省み、 思いを国本の鞏固に培い、 さらに祝日とは、 祭日と同様上下全体が心ひと 過去に残されたその神徳や、 皇室の繁栄と、 国 家の万歳

この日は八朔の日と偶然一緒であった。 れているというのである。」(4) 者を祝ったのに基づくものであるなどといわれ、 かわす日であったという。 になってからは、 とこのように定義された祝日・祭日であるが、 『明治文化史』では八朔、嘉定について記載がある。これによると、「室町時代より幕府に重んぜられてきたものであって、徳川氏 室町時代武家が納涼にことよせて楊弓(3)を争い、負けた者が嘉定銭 家康が一五九〇年八月一日に江戸へ入城したこの日を特に大切な祝日としたと伝えられているという。さらに、 一方、 嘉定は嘉定喰ともいい、六月十六日の行事であるが、 本来八朔はタノミノセックといわれる通り、 明治以前にも祝祭日として公に決められた日があったのである。このことについて それが徳川氏の世になって菓子十六種を一品ずつへぎ板にのせて献上したといわ (嘉定通宝) 契約の日として親子・主従・友人間に贈答を その起源については様々な俗説がある。 十六文を出して食べ物を買い、 勝った た

だが、この嘉定は明治以降になると節日としては忘却されるのである。

明治になってからの祝日・ 祭日の発端は、 明治元年九月二十二日の天長節である。 この天長節とは天皇誕 生 の 日 (5) であり八月

二十六日に行政官より、「九月二十二日 る。 差停候偏 その際、 ニ衆庶ト御慶福ヲ共ニ被遊候 前項でも述べた如く、 九月十八日に、 ハ 思召ニ候間於庶民モー同御嘉節ヲ奉祝候樣被 聖上 御 誕辰相當二 付毎年此辰ヲ以群臣 酺宴ヲ賜 仰出候事」(6)との布告がだされたのであ Ł 天長節御執行相成天下 ノ刑戮被

「來二十一日休日ニテ無之二十二日休日之事」(?)

と 五月五日 日祝日謹話』によると明治三年当時の祝日について、「正月朔日 (元旦)、正月十五日 の節句)、 本来ならば休日である二十一日を休日とせず、この天長節である二十二日と差し替えたのである。こうして天長節は祝日とな この一方で明治三年まで昔からのならわしとしての御節句等が祝日中に織り込まれていたのである。 九月二十二日 (天長節)」の九つを挙げている (8)。 (端午の節句)、 七月七日 (七夕節句)、七月十五日 (お盆であり又中元)、 (御吉書左義長の遺風)、 八月朔日 (田實節句・八朔)、 三月三日 このことについて『祭 九月九日 (彌生節句)、 (重陽

治五年には十一月十五日に「神武天皇御即位祝日例年御祭典」(9) において、

明

「第一月廿九日 神武天皇御即位相當ニ付祝日ト被定例年御祭典被執行候事」

と定められ、この達しをもって神武天皇御即位日を祝日と定められた。

告によって、 以上のように定められてきた祝日祭日であるが、 次の如くおこなわれた。 明治六年に改暦によって一度大きく変化する。 それは明治六年一月の太政官布

今般改暦 付 人日上巳端午七夕重陽ノ五節 いヲ廢シ 神武天皇即位日天長節 ノ兩日ヲ以テ自今祝日ト被定候事」(10)

号の 即位 このように一般に達せられ、 + 一日に改められてい 日と天長節との両日を以って、 「神武天皇御即 |位日紀元節ト被稱候事」(12)を以って、紀元節と名称が変更された。 √ る。 古くからおこなわれてきた、人日・上巳・端午・七夕・重陽の五節句(11) 祝日と改定になったのである。この神武天皇御即位日であるが、 さらには翌年の明治七年に、 明治六年太政官布告第九十一 が全て廃され、 神武 新暦の二月 (天皇御

いで、 孝明天皇祭・ 明治六年十月十四日の太政官布告第三百四十四号 紀元節 神武天皇祭・神嘗祭・天長節・新嘗祭の年中八度の祝日・祭日を定めるに至ったのである。 「年中祭日祝日 ノ休暇日ヲ定ム」 によって、 次 の如 < 元始 祭 新 年宴

「年中祭日祝日等ノ休暇日左ノ通候條此旨布告候事

元始祭 一月三日

新年宴會 一月五日

孝明天皇祭 一月三十日

紀元節 二月十一日

神武天皇祭 四月三日

神嘗祭 九月十七日

天長節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日」(13)

これにより今日の祝日・祭日を休暇日とする制が確立したのである。この祝日・祭日を休暇日とすることで、 まらず、 国家国 民総てを通じて謹み敬い、 祝福の 純情を披露することとなったのである。 単に皇室のみにとど

明治十一年に 春季皇霊祭及び、 秋季皇霊祭の二種が加えられて(14)、これを含めて全十度となり、 明治期における祝日 祭日 0)

制は定まった。

これらの 日を祝 Ħ 祭日に分ける場合、 八 東氏は次のような分け方をしている。

祝

新年宴会

紀 **元節**

天長節

祭日 元始

祭

神武天皇祭

神嘗祭

新嘗 春 祭

季皇 霊 祭・ 秋季皇霊祭」(15

祭りである。 遊ぶ大祭である。 天皇の御誕辰を祝賀するものであり、 かつ建国の精神に立ち返り国家の 共に遊ばすのである。 ここで各々を簡単に解説すると、 勅使も向かわせていた。 次に祭日について、 新嘗祭は、 神武天皇祭は、 元始祭とは、 紀元節は前にも述べたように、 神嘉殿に天祖天照大御神をはじめ諸々の天神地祇を招き、 神嘗祭は、 まず祝日について、 皇霊殿で神武天皇を天皇陛下御親ら皇族及び文武百官僚を率いて御親祭遊ぶ大祭であり、 将来の発展を願うものであって、 一月三日に賢所・皇霊殿・神殿の三殿で天皇陛下、 その年の新穀を諸神に先立ち、 明治期においては十一月三日 神武天皇の御即位相当の日であり、 新年宴会は、 年頭に際し群臣並びに外国使臣を宮中にお召しになり、 現在の建国記念の日である。 (明治天皇御誕辰の日) であった。 第一に天祖天照大御神に奉り、 天皇陛下御親ら皇族及び文武百官僚を率いて、 御親ら皇族及び文武百官僚を率いて御親祭 天皇の創業を仰ぎ、 天長節についても前掲のように、 その遠く高い神恩に感謝する 現在は文化の日である。 皇運の繁栄を祝し、 山 陵へ

に奉られている歴代の天皇・追尊天皇・皇后・皇妃・皇親を思い偲ぶために天皇陛下御親ら皇族及び文武百官僚を率いて、 を御親祭される大祭のことであり、 まず当年の新穀をもって御親祭なされ、 春季皇霊祭は現在の春分の日であり、秋季皇霊祭は秋分の日に当たる(16)。 引き続き諸神と新穀を召し上がられる大祭である。春季皇霊祭及び秋季皇霊祭は、 皇霊殿 皇霊殿

85

(1)『祭日祝日謹話』では、旗日の由来について次の通り記してある。

·陸と云わず、海と云わず、我が国民の存在する限り、家という家、船という船、悉く一斉に、光輝ある我が日の丸の国旗を掲げて、粛啓の 至念を表示し、 或は祝福の純情を披露する日である」(八束清貫著『祭日祝日謹話』(内外書籍、 昭和八年) 一頁)

(2) 同右、一頁。

また、 米山著『新漢和辞典』(大修館書店、昭和三十八年)より) なかに難しい用語が使われているため、 根本に帰ってその恩に報いる、さらには、天地や祖先の恩や功に報いること」「忱(まこと)=まごころ、真情」(諸橋・渡辺・鎌田・ いくつか解説すると、「天神地祇=天にいる神と大地の神」「報本反始=もとに報い、 はじめに帰る、

- $\widehat{\underline{3}}$ 楊弓とは民間でおこなわれた遊戯用の小弓で、長さが二尺八寸といまでいう約八十五㎝のものである。
- $\widehat{4}$ 開国百年記念文化事業会編『明治文化史』第十三巻風俗 (原書房、 昭和五十四年)三八四頁
- $\overbrace{5}$ わが国では光仁天皇宝亀六年(七七五)にはじめて行われた。 治官制辞典』(東京堂出版、 昭和四十四年)四三六頁参照 ちなみに明治天皇は嘉永五年(一八五二)九月二十二日誕辰。 (朝倉晴彦編 一明
- (6) 内閣府官報局編『法令全書』第一巻(原書房、昭和四十九年)二七四頁。
- (7)同右、二九八頁。及び、本稿第三章第三節第一項「休暇日」参照

- 8 八束清貫著『祭日祝日謹話』(內外書籍、 るが、法令全書で確認するものの該当するものが見当たらない。 昭和八年)八-九頁参照。 ただしこの中で、「明治三年四月二十七日太政官布告第五十七號中」とあ
- (9)内閣府官報局編『法令全書』第五巻之一(原書房、昭和四十九年)二八四頁。
- (10) 内閣府官報局編『法令全書』第六巻ノ一(原書房、昭和四十九年)三頁。
- 11 人日は正月七日七草節句、 上巳は三月三日桃の節句・雛祭り、 重陽は九月九日菊の節句とある。(八束淸貫著『祭日祝日謹話』(内外書籍、 昭

また、この節句という言い方であるが、江戸時代には節供といわれており、 節は気候の変わり目、 供は神仏に供物を供える意味を持つ。

十子敬子著『文化の種々相』(イウス出版、二〇〇七年) 一八頁)

和八年)九頁参照)

- (12) 内閣府官報局編『法令全書』第六巻ノ一(原書房、昭和四十九年)七五頁。
- 神嘗祭については明治十二年第二十七号布告「神嘗祭十月十七日ニ改定」をもって九月を十月に改める。

 $\widehat{\underline{13}}$

同右、

五二〇-五二一頁。

二巻ノー(原書房、 昭和五十年) 五八頁)

(内閣府官報局編『法令全書』第一

天長節について十一月三日は新暦であって、太陰暦の九月二十二日に相当する。

内閣府官報局編『法令全書』第一一巻(原書房、昭和五十年)一三一頁。

 $\widehat{14}$

五

「綏靖天皇以下後櫻町院天皇迄御歴代御式年御正辰祭共被廢更ニ春秋二季祭ヲ被置神武天皇ヲ御正席トシ先帝迄御歴代竝ニ后妃以下皇親御

合祭被執行候條此旨相達候事

但神武天皇及ヒ後桃園院天皇以下御近陵御式年御正辰祭竝ニ其后妃皇親御配享ノ儀ハ猶從前ノ通被執行候事

春季皇霊祭

春分日

秋季皇霊祭

秋分日

(15) 八東淸貫著『祭日祝日謹話』(内外書籍、昭和八年) 目次及び、六頁参照。

 $\widehat{\underbrace{16}}$ 解説については、八束清貫著『祭日祝日謹話』(内外書籍、昭和八年)四六・五七・六九・九九・一四五・一六七・一八二・二〇〇・頁参照。 現在の祝日・祭日との比較については、新谷尚紀監修『日本のしきたりがわかる本』(主婦と生活社、二〇〇八年)七八頁参照。

第四節 下馬下乗・乗興乗馬規則

さて、当時の官員は参朝、 または出勤するのに、 馬や籠を使っていたようで、その下馬下乗規則があった。 今回、この下馬下

規則のうち、 太政官代における下馬下乗・乗輿乗馬規則の移り変わりをみていく。

明治元年正月二十七日の「太政官代下馬下乗規則」(1)である。

これによると、

明治の太政官代下馬下乗規則の始まりは、

「太政官代下馬ノ事

一總裁宮堂上諸大名以上四脚門前柵門外ニ下馬札有之右之所ニテ下馬ノ事

非藏人諸官人以下藩士ニ至迄總門外下馬札ノ所ニテ下馬ノ事

下乗ノ事

一親王丞相車寄切石ノ上

一堂上大名四脚門外

一非藏人諸官人藩士總門外」

を設けたのである。 されることになる(3)。この禁中での下馬下乗規則は八月十二日に布告され、そこでは、 条城内には車寄があった。これは現在も存在している。 となっている。この正月二十七日は、 みてもわかるように位によって降りる門の場所が違っていた。 九条家に置かれていた太政官代が二条城内に移されたときでもあり(2)、そのためこの規則 しかし、 同年閏四月二十一日にいままでの太政官代は修復のため禁中へ移 下馬場には下馬札があり、 下乗場については二

親王大臣及三等官已上中仕切門外可爲下馬下乗事

無役之公卿諸侯大手橋外可爲下馬下乗

中大夫巳下總テ下馬札ニテ可爲下馬下乗事」

 $\widehat{\underline{4}}$

とされた。 さらに十月八日には改正となり、 次の如く、 さらに細かく分けることとなる。

親王 等官 二重橋外 中仕切御門外

二等官・三等官

四等官以下

等官

公卿諸 侯

大手橋外

二等官・三等官 公卿 諸侯

四等官以下

下馬札 御裏御門外

坂下御門外

下馬札」 5

この規則を見る限り、 翌明治二年二月二十四日には太政官が東京に移ることとなり(6)、先の太政官代下馬下乗規則は消滅することとなる。太政官代 親王以外は、今で言う正面・裏といったように下馬下乗の場所が二箇所あったようである。

門の名称等はそのままであったのだろうか。 下乗規則のみが新たに決められ、 馬之事」と一等官に対する改正であり、親王輔相においてはこれまでの通りであった(?)。京都御所から東京城へと移ったものの、 が東京の皇居に移り最初に規定されたのは、 それによると、 明治二年五月十四日の達しであった。その内容は、「一等官向後大手橋外ニ於テ下乗下 詳細は現在のところ不明である。その後七月十三日には 親王は 「車寄門外」とし、 伯・左右大臣・大納言・六省卿・長官・尹は 「親王以下下乗規則」(8)と 「中仕切

明治三年にはまず 「麝香間祇候ノ華族ニ中仕切御門迄乗輿乗馬被差許候」(10)と定め、 閏十月八日には 「諸官省 へ参入下馬下乗

「中仕切御門外」(9)と規定された。

規則」 を定めた。 その内容は次の通りである。 門外」と定まった。

九月には参議の下乗下馬についても

「卿以上

表門敷居外之事

但二重門之向ハ中門敷居外之事

大輔以下

總テ表門敷居外之事」

11

この規則は、 太政官のみならず、各官省での下馬下乗規則でもあった。 明治元年以来からあった親王以下の規則が改定となる。それは三月二日太政官布告第七十七号によって次

の如く改められた。

翌年の明治六年には、

自今親王三職 等官ハ車寄迄二等官以下勅任官ハ中仕切御門外迄乗車乗馬被差許候事」(12)

内元教部省ヲ以官代」(13)としたのであった。ちなみに仮の皇居は赤坂離宮とされた (14)。それにともない、 告 しかしながら明治六年には太政官のあった皇居が火災にあってしまうのである。 「太政官代下馬下乗ヲ定ム」によって新たに、 そのため、 太政官は五月五日付けで「馬場先門 五月八日に太政官布

「三職以下勅任官

御門内

奏任官以下

御門外」(15)

と定められた。さらにその四日後、 「麝香間祗候ノ輩」についても「下乗下馬勅任官同樣タルヘク」とされた。

それから四年後の明治十年八月十五日には太政官が赤坂仮皇居内に移された(16)。このことでまた新たに規則が設けられること

となった。

馬 政官竝宮内省へ出仕候節ハ中仕切御門マテ乗車乗馬被差許候」 た (17)。 被差許候」と定め、 坂仮皇居内に移されてからの初めての規則は、 また明治十二年には、 拜賀参拜等については、
 今度は勅任官及び、 同じように従前の通りとなった (18)。 翌明治 麝香間祗候ノ輩に対して太政官・宮内省 十一 年の太政官達第三十三号である。この内容は、「奏任官公務ノタメ太 としながらも、 拜賀参拜等は へ出仕の場合の規則を 「從前、 ノ通表門外」 での下乗下馬とし 「車寄迄乗車

出 を皇居正門 勤 明 の際の出入り口としたのである。 治十三年には「皇居諸門規則」(19) (表門)・皇居官門 (通用門)・皇居通用門 がだされ、 翌十四年一 (乾門及び御廐下門) 月一 日から施行すると定めたのだが、これにより、 の三種類に分けて、そのうち皇居官門をもって太政官 皇居外 廓 の諸

昇降所迄乗車馬不苦候」(20) 明 治 十五年は 先の明治十一年にだされた、「奏任官公務ノタメ太政官竝宮内省へ出仕候節 とした。 ハ中仕切御門マテ」という規則を 自

議各省卿ノ職制ヲ廢シ内閣總理大臣及各省諸大臣ヲ置キ内閣ヲ組織ス」(21) 上のように変化してきた太政官代の下馬下乗・乗興乗馬規則であるが、 によって太政官制が内閣制 明治十八年太政官達第六百九号 へと移行するとともに、 「太政大臣左右大臣 消

滅することとなった。

註

- (1) 内閣府官報局編『法令全書』第一巻 (原書房、 昭和四十九年)二四-二五頁。
- (3) 同右、一四六頁。

(2) 同右、二三頁。本稿第一章註参照。

- (4) 同右、二五三頁。
- (5) 同右、三一七 三一八頁。
- (6) 内閣府官報局編『法令全書』第二巻(原書房、昭和四十九年)九八頁。

 $\widehat{\underline{10}}$

内閣府官報局編『法令全書』第三巻(原書房、昭和四十九年)一七二頁。

(9) 同右、三三八頁。

(8) 同右、二七〇頁。

(7) 同右、一七七頁。

- (11) 内閣府官報局編『法令全書』第三巻(原書房、昭和四十九年)四二七 四二八頁。
- (12) 内閣府官報局編『法令全書』第六巻ノ一(原書房、昭和四十九年)六七頁。
- (13) 同右、一九八頁。

 $\widehat{\overset{1}{14}}$

同右、

一九九頁。

- (15) 同右、二〇〇頁。
- (16) 内閣府官報局編『法令全書』第一〇巻(原書房、昭和五十年)三〇五頁。
- (17) 内閣府官報局編『法令全書』第一一巻(原書房、昭和五十年)一四九頁。
- 18 内閣府官報局編『法令全書』第一二巻ノ一(原書房、 が下りた。(内閣府官報局編『法令全書』第一三巻ノー(原書房、 昭和五十年)二二九頁。翌年十二月十八日には拜賀参拜の際にも車寄迄よいという許可 昭和五十一年)五七八頁)
- <u>19</u> 内閣府官報局編『法令全書』第一三巻ノ一(原書房、 昭和五十一年)五七八-五七九頁参照
- (20) 内閣府官報局編『法令全書』第一五巻ノ一(原書房、昭和五十一年)二八九頁。

程を見てきた。 に中央官員に限定) 治国家として必要不可欠な様々な制度の整備を急務とし、 心 江 その上で、 戸 から明治とい 第一節で給与体系、 そこでまず最初に官員の勤める役所の制度である太政官制度の概要を述べ、この太政官制の変遷過程 第二章では官員の採用方法と階級構成、 · う に焦点をあて、 時 代の 第一 変革期 一節と第三節で出勤退勤 国の政をつかさどった官員の様々な実態が明治初期にはどのように変化 $\widehat{\mathcal{O}}$ な かで創設された日本の官僚制は、 (時間の変容と休日の制定について考察を試みた) 社会的評価を三節に分けて考察した。 順次整えられていった。 慌 しい時代の変化とともに欧米諸国に 本稿ではその官僚制の構成員である官員 さらに第三章に して お いて いったかという過 倣う形で近 は労働条件 の理解に努め 代

年のことであった。 のであっ とで旧藩 るのもこの頃からである。 化をしつつ定まってい 与が与えられていたのであった。 た労働時間をみると、 減された経緯があるものの、 なか藩との関係が絶てないという問題を含んでいた。 の主導力であった薩長等の藩閥勢力による情実任用に流れていた。 当 た労働条件においては、 一時の採用は、 からの た。 しかし、 このような状況 脱却を図るとともに、 早くから「言路ヲ開キ」と適材適所の採用を唱えるものの、 その変遷過程はというと、 当時は長くて約七時間、 き、 当初は変更が多く、 当時 明治六年に確立をみたのであった。 給与は庶民感覚からするとはるかに高いものであり、 定の水準が保証されていた。 は 休日の 遠距離 あるからこそ、 幾度となく官等を整理していくことで強固な組織造りがおこなわれたのであった。 出張帰京後の休暇も与えられており、 面では当初は一六の日であり、 模索状態であったことがわかる。一 必要に応じ、 短いときでは約四時間という勤務時間であり現在の八時間労働から考えると短 民衆に不満をかうような傲慢な態度をとる官員も現れることとなっていったこと そこで政府は朝臣 その都度達しによって定められていたのである。 ただし、 暑中休暇や盆休み、 官等など身分の違いによって給与の しかし、 現在の日曜休暇制 (朝廷の直雇い) として採用するなど高い官位を与えるこ このように権力的に強力な藩からの採用では、 当時の官員が特に優遇されていたことがうかがえる 方で、 出身藩をみれば王政復古のクーデターを遂行 さらには年末年始休暇の規定をみることができ 改革中であって政府の資金不足の際にで 短い 時間であったにも (半ドン有り) が採用さ 額には大差があった。 か 祝祭日についても変 かわらず、 れたのは明 多額 ŧ, Ĺ な の給 治 半 ま 維

ものであった。

に

新

は言うまでもない。

年の内閣制移行に伴い消滅した。 時はやはり位によって乗り降りする場所が明確に違っていた。 本稿ではさらに、 太政官代における出勤 しかし、 皇居に対する門規は今もなお残っている。 退 動の 際の門規についての制度の変容を第三章第四節としてまとめることができた。 またこの規則は、 太政官代の移転とともに変容していき、明治十八

題の残るものとなった。今後この蓄積した課題を明らかにすることで本研究を、より詳しい内容の濃いものとしたいと考えている。 なかった。 等により、 とつひとつ追求することができた。これにより、 明らかにすることを目的とした。特にその当時の法令をみることのできる『法令全書』を基本資料に捉えて、それぞれの変遷をひ るとともに、さらに考察を加え官員についての一つのまとまった論文として書き上げることができた。 以上のように、 制度が中心で、 加えて制度においても罰則規定などの服務規律や服装、 本論文執筆に際しては、 実際このような規則がどのように用いられていたのかといった実態の部分については、 官員の様々な様態が規則としてどのように移り変わっていったかということを実証 制度上での官員の人事や構成、 官舎など官員に関する明らかにすべきことはまだまだ多く、 労働条件の形態や変遷過程を系統的に明らかにす しかしながら、 調べるには 史料の関係 至ら 的

参考文献・史料一覧

内閣官報局編『法令全書』第一巻~第十八巻(原書房・昭和四十九年~五十七年)

秦郁彦編 『日本官僚制総合事典 1868 - 2000 (東京大学出版会・二〇〇一年)

由井正臣·大日方純夫校注、 日本近代思想体系3『官僚制 警察」 (岩波書店・一九九〇年)

八束清貫著『祭日祝日謹話』(内外書籍・昭和八年)

古典大系 日本の指導理念⑩ 『公務者の人生論④ 近代を築いた指導者像』 (第一法規出版・昭和五十八年)

山田済斎編『西郷南洲遺訓』(岩波書店・一九三九年)

指原安三編『明治政史』第壹冊(富山房書店・明治二十五年)

吉野作造編(代表)『明治文化全集』第四巻憲政篇(日本評論社・昭和三年)

明治文化研究会編 『明治文化全集』 別巻明治事物起源下巻 (日本評論社・昭和四十四年)

朝倉晴彦編『明治官制辞典』(東京堂出版・昭和四十四年)

開国百年記念文化事業会編『明治文化史』第十三巻風俗(原書房・昭和五十四年)

大蔵省記録局編纂『官令沿革表』(国書刊行会・昭和四十九年)

藤澤衞彦著『明治風俗史』下巻(三笠書房・昭和十七年)

日本歴史大辞典編纂委員会編『日本歴史大辞典』 第五巻 (河出書房新社・昭和六十年)

総務庁人事局土曜閉庁研究会編『土曜閉庁・趣旨と運用方針』(学陽書房・一九八八年)

井出嘉憲著『日本官僚制と行政文化』(東京大学出版会・一九八二年)

朝尾直弘・宇野俊一・田中琢編『日本史辞典』(角川書店・一九九七年)

人事行政研究会編著『公務員 現代行政全集④』(ぎょうせい・昭和六十年)

週刊朝日編『値段の明治大正昭和風俗史』(朝日新聞社・昭和五十六年)

五十子敬子著『文化の種々相』(イウス出版・二〇〇七年)

新谷尚紀監修『日本のしきたりがわかる本』(主婦と生活社・二〇〇八年)

0) いただけではなく、科目等履修の件では、多くのご迷惑、ご心配をおかけしたにも関わらず、 德行先生に心より感謝申し上げる。 究を着手するにあたり、テーマの設定から執筆、成稿に至まで、親身になってご指導していただいた、兵庫教育大学教授 その人柄に接したことにより、 本稿は、 筆者が二○○七年四月から兵庫教育大学大学院学校教育研究科修士課程に在学し、書き上げた学位論文である。 勉学のみならず、より多くのことを学ばせていただいた。 先生には主任指導教官として、 研究の内容、方法等について親切かつ丁寧なご指導をい 最後まで応援していただいた先生 ただ 本研

また、社会系公民分野の先生方、 とりわけ中間発表などにおいて貴重なご助言、ご指導をいただいた難波安彦教授にも深く感

謝申し上げたい。

学院進学後も本研究についてのご助言や史料をご提供していただいた。深く御礼申し上げる。 そして、兵庫教育大学大学院への進学を後押ししてくださった、母校である大阪学院大学法学部教授・藤田弘道先生には、 大

格別のご配慮を賜ったことも、学恩に謝するものである。 さらに、兵庫教育大学付属図書館、 白井記念大阪学院図書館、 兵庫教育大学藤井研究室には貴重な史料を借用するにあたり、

申し上げる。 と思っている。 蓮花氏、 本 稿をまとめるにあたっては、多くの方々に支えていただいた。特に同藤井ゼミの先輩である轟和也氏、 船引洋志氏、 また、 原崇氏らとは、互いに切磋琢磨しながらも研究を進めてきた。彼らの存在があってこその研究成果である 難波ゼミの堀内哲氏や社会系の皆様をはじめ、二年間の大学院生活で出会ったすべての皆様に心より感謝 同期の有光昭洋氏、

最後に、 兵庫教育大学大学院にて学ぶにあたって、 快い援助を与えてくれた両親ならびに家族、 また多くの友人達に深く感謝

したい。

一〇〇九年二月八日

宫 崎 貴 庄

明治初期中央官員に関する研究

教科・領域教育学専攻 社会系コース M07182B宮 崎 貴 臣

I.研究の目的と方法

1.研究の目的

本稿は明治初期における官員の構成や勤務状況 などの様々な様態とその変遷過程を明らかにする ことを目的としている。

日本の官僚制は江戸から明治維新にかけた変革 期のなかで創設され、近代国家形成においては重 要な制度であった。そのなかにいる官員は国家機 関を構成し、国家運営の担い手として重要な役割 を果たしてきた。

この官僚制の史的変遷や果たした役割について は多くの研究者によって記述されてきた。しかし ながら、官僚制の制度及び官員の様態についての 研究は必ずしも十分ではない。さらには、それら を系統的に記述したものはほとんどない。

そこで本稿では明治初期における中央官員に関 する制度と様態を系統的に考察していく。

2.研究の方法

当時期における官員に関する制度の変遷過程を明らかにするために、『法令全書』を中心に当時の法令をひとつひとつ時期を追って紐解き、考察する。

ただし、官員について組織的にみても総てを網羅するには莫大過ぎて困難を要するため、中央官員と限定し、軍組織・外交官等は含めない。さらに時期についても官等制度がある程度整う明治五、六年までを中心とし、必要に応じて時期の調整をおこなうものとする。

Ⅱ.論文構成

序 章 本研究の動機と目的及び研究対象 第一章 太政官制度の概要と機能 第二章 官員の採用人事・身分・社会的評価 一採用方法・階級・気質一

第三章 官員の労働条件

一給与・出退勤時間・休日・門規一 終 章 結論と今後の課題 参考文献・史料一覧

Ⅲ.研究の概要

官員は国家機関の構成員である以上、そのおおもととなる当時の制度、つまり太政官制度をある程度理解する必要がある。

そこで第一章では、この太政官制度について概 説をすることで太政官制の変遷過程及び機能の理 解に努めた。

第二章では、官員の採用方法と階級構成、社会 的評価を三節に分けて考察した。

当時の官員の採用は、早くから適材適所の採用を唱えるものの、実際は維新の主導力であった薩長等の藩閥勢力による情実任用であった。この任用が公平なものになるのは明治十八年の内閣制移行後である。また当時は藩の権力が依然強く、明治政府は朝廷の直雇いである朝臣として藩から有能者を採用し高い位を与えることで、藩からの脱却を図っていった。さらに幾度となく官等を整理していくことで強固な組織造りをおこなったので

あった。このような関係もあり、当時の官員は特に優遇される傾向にあり、そのことで傲慢な態度をとる者も現れ、民衆にはあまり良い印象ではなかった。

第三章では、官員の労働条件を中心に第一節では給与体系、二節と三節で出勤退勤時間の変容と休日の制定の変容について時期を追って紐解くとともに考察を試みた。また四節では太政官代における出勤退勤の際の門規についても系列的に記述することができた。

官員の給与は、政府の基礎を固めるために慌し く改革をおこなっていた時であり、そのため政府 としては資金不足であったなかでも、半減された こともあるが、一定の生活レベルが保証されてい た。当時としては高い給与であったことは間違い ない。ただし、官等の差によって給与の額の差が 激しかった。当時は石高表記でも、実際はお金に 換算され支払われていた(場合により米支給)。相 場はその時の米の相場によって決まったが、不況 の時も多かったので、一律に定められることもあった。

勤務時間をみると、当時は短いものであった。 しかし、当初は変更が多く、模索状態であったこ とがわかる。また、当時は夏場になると特別の時 間帯がその都度設定された。

休日については、現在の日曜休暇制が採用されたのが明治九年であった。それまでは一六のつく日を休みとし、必要に応じてその都度達しにより定められていた。暑中休暇、年末年始休暇が定められたのもこの時代からであった。さらに祝日祭日の制も平行して変遷し、明治六年にこの祝日祭日の制が確立することとなった。

門規では、太政官代の下馬下乗・乗興乗馬規則 の変遷を追った。この規則は太政官が役所の場所 を移動するたびに新しい規則として出され、それ ぞれの位によって乗り降りする場所が違っていた。 この規則は内閣制への移行とともに消滅するもの の、皇居の門規等は現在もなお存在している。

IV.研究の成果と課題

1. 研究の成果

本稿では、官員の様々な様態が規則としてどのように移り変わっていったかということを実証的に明らかにしたいという目的のもと、特にその当時の法令をひとつひとつみてきた。このことにより、制度上での官員の人事や構成、労働条件の形態や変遷過程を系統的に明らかにすることができ、官員についての一つのまとまった論文として書き上げることができた。また、その考察によって官員の社会的評価にも言及することができた。

2.今後の課題

まず今回の研究に際して『法令全書』を資料の中心としたため、制度の研究が中心となり、実際これらの規則がどのように用いられていたのかといった実態の部分については調べるに至らなかった。加えて制度においても罰則規定などの服務規律や服装など官員に関する明らかにすべきことはまだまだ多く、今後これらを課題として取り組んでいきたい。

主任指導教員 藤井 德行指導教員 藤井 德行